

# 秦 帝 国 の 法 治 主 義

— 皇 帝 と 法 術 —

浅 野 裕 一

## 序 言

戦国後期に東方の斉で形成された黄老道<sup>(1)</sup>は、その後、秦帝国の急激な興亡を経て漢王朝が成立するに及び、漢帝国を運営する政治理論として重大な役割を果たし、遂に思想界の主導的地位を占めるに到る。概括的に観ればこうした趨勢は、思想界全般の潮流が、法家思想から黄老道へと大きく転換したことを意味する。それでは、秦に採用された法術思想は、何故に黄老道に途を譲らなければならなかったのだろうか。小論では、上記の思想的転換を生じた原因を探る一環として、戦国期に法術思想が形成される経緯を通して法術思想自体が持つ性格を把握した後、更に秦帝国に至り初めて出現した皇帝概念の性格と法術思想との関係を検討し、秦の法治主義の問題点を考察することとしたい。

本章では、先秦に於ける法術思想の展開を、考察の対象として取り扱う。漢初に黄老道が法術思想に取って代った原因を究明するには、先ず秦帝国に於ける法術思想の性格を把握する必要があるが、そのためには更に時代を溯り、戦国期に発生した各種の法術思想が、戦国最末の韓非によって集大成されるまでの過程を、是非とも押さえて置かねばならぬからである。

孝公の治世に至り、秦が商鞅の法術思想を採用して国力を飛躍的に増大させ、それが後の覇業の基礎となったことは、周知の如くである。この時、商鞅が二次に互って実施した変法の具体的内容は、『史記』商君列伝に記録される所であるが、小論では主に『商君書』の内容によって、彼の法術思想の側面に視点を据えて検討を加えてみる<sup>(2)</sup>。

商鞅の法術思想は、「今の世は、疆国は兼并に事め、弱国は力守に務む」(開塞篇)「諸侯其の弱を撓し、其の衰に乗じ、土地侵削されて振わず」(農戰篇)等と述べられる如く、互いに領土拡張を目指して攻伐し合う国家関係を、その前提状況として設定する。故に法の目標は、

「国十者を以て治むれば、敵に至らば必ず削らる。至らざるも必ず貧し。国此の十者を去らば、敵は敢えて至らず。至ると雖も必ず卻く。兵を興して伐たば、必ず取り、兵を按じて伐たざれば、必ず富む」（農戰篇）と、敵国による侵削阻止及び自国の領土拡張、即ち自国の富強に措かれる。その上で商鞅は、「国の興る所以の者は農戰なり」（農戰篇）と、国民すべてを農耕と戦闘に従事させることこそ、国家全体の富強を実現し得る唯一の手段であるとし、更に「君は賞罰を修めて以て壹教を輔く」（同）と、法を民に耕戦を強制するための手段と規定する。換言すれば、商鞅に於ては、法は民を国家目的（富強）に服従させる手段として捉えられているのである。従って、法の主たる対象は当然のことながら民であり、しかもそこには、「過ち匿さるれば則ち民は法に勝ち、罪誅さるれば則ち法は民に勝つ。民法に勝たば国乱れ、法民に勝たば兵彊し」（説民篇）と、法的強制と民間秩序とが鋭く敵対し、法と民とが勝敗を争う構図さえ描かれることになる。

商鞅に於ける法がこうした性格を持つものである以上、もとより法は汎く一般に公開されることを前提とするが、更にそこに止まらず、「聖人は必ず法令を為るや、官を置き吏を置きて、天下の師と為す」（定分篇）と、官吏を教師とする学習により、民に法の内容を周知徹底させる段階にまで進まねばならない。とすれば、法の内容は一般民衆にも理解し得るだけの平明さを備えておらねばならず、当然「賢者にして而る後に之を知るは、以て法と為す可からず。民尽くは賢ならざればなり。故に聖人の法を為るや、必ず明白にして知り易く、愚知をして偏く之を知ら使む」（定分篇）といった配慮が必要となるのである。このように商鞅が、国家組織の内訳を大きく統治者対民といった構

図で捉えた上で、法を民を国家目的に屈服させるための手段と規定したため、彼の法術思想は、他の法術思想とはかなり性格の異なるものとなっている。商鞅は、「民其の政に勝たば国弱く、政其の民に勝たば兵彊し」（民法に勝たば国乱れ、法民に勝たば兵彊し）（説民篇）と、統治者と民のいずれが相手を制し得るか、との視点にすべての関心を集中するため、統治階層内部の利害の対立・矛盾、より具体的には、君主と君位篡奪を狙う貴戚・重臣との暗闘、といった問題には、ほとんど考慮が払われない。その結果、後述する申不害や韓非の如く、群臣を督責・制御するための個人的技術を君主が独占すべき必要性も、全く説かれることがないのである。

それでは、『商君書』に登場する術は、如何なる性格を示すであろうか。

主操名利之柄、而能致功名者、數也、聖人審權以操柄、審數以使民、數者君主之術、而國之要也、故萬乘失數而不危、臣主失術而不亂者、未之有也、今世主欲辟地治民、而不審數、臣欲盡其事、而不立術、故國有不服之民、主有不分之臣（算地篇）

ここで説かれる數術とは、賞罰によって民を利益誘導し、国家目的に赴かせるための技術を意味する。このように、術が専ら民を対象とし、「治民」「使民」を目標とする以上、当然その術は、統治者全体の即ち君臣共有の統治技術でなければならない。「數とは臣主の術なり」「臣主術を失う」「臣其の事を尽くさんと欲するも、術を立てず」等の表現は、その点を如実に示すものである。この場合、民を国家目的に誘導すべく、予め効果を計算した上で設けられた賞罰の規定は、もとより法として発せられる。そこで術の具体的内容は、法の条文として

広く民衆に公開される訳であり、統治者が術に込めた意図もまた、民の前に明瞭に宣言されることとなる。

以上の事柄によって、「今、国は爵を立つるも民は之を羞じ、刑を設くるも民之を樂しむは、此れ蓋し法律の患いなり」(算地篇)と言われる商鞅の法律とは、法を用いて民を国家目的へと誘導する君臣共有の公的技術を指すことが判明する。<sup>3)</sup> こうした商鞅の法律思想の特色は申不害や韓非の法律思想との対比上、留意すべき点である。

さて、商鞅の法思想の特色に関し、今一つ注目すべき点は、法の正当性の根拠が如何に説明されているか、との問題である。彼の法思想が、相互に領土を侵削し合う戦国期の国際状況を、その大前提としていることは、前述した如くであるが、これは主として、何故に国家は富国強兵を指向せねばならぬのか、との法の目的に関わる理論的前提であった。これに対し、『商君書』開塞篇には、何故に法でなければならぬのかといった、手段・形式としての法の正当性に関する思想が展開されている。

上世親親而愛私、中世上賢而説仁、下世貴貴而尊官、(中略)此三者、非事相反也、民道弊而所重易也、世事變而行道異也、(中略)  
古之民樸以厚、今之民巧以僞、故効於古者、先惠而治、効於今者、前刑而法

商鞅は、時代の推移につれて民衆の風俗が悪化の一途を辿るとの下降史観に基づき、そうした変化に応じて治世の基準もまた改変さるべきことを説く。そして彼によれば、「刑を前にして法ある」法治主義こそは、現今の世に於ける唯一の時代的必然なのである。ここに、手段としての法治、及び法の正当性の根拠が示された訳であるが、かよう

秦帝国の法治主義 (浅野)

に法が時勢への対応策に過ぎぬ以上、当然に法は普遍的・通時的正当性を確保することが不可能となり、「刑を籍りて以て刑を去る」(開塞篇)と述べられる如く、所詮それは一時的便法としての正当性の枠内に止まらざるを得ない。

さて、これまで解説してきたのは、現今の世に於ける手段・形式としての法の正当性であった。しかし、法の正当性を提示するには、単にその形式としての正当性のみならず、更に法の具体的内容の正当性をも立証しなければならぬ。それでは商鞅は、個々の法内容の正当性を、如何なる論理で保証せんとするのであるか。上述の如く、国家がその目標を富国強兵に措定すべき点は、「今の世は、疆国は兼并に事め、弱国は力守に務む」(開塞篇)との現下の状況がもたらす時代の必然として、商鞅にとっては既に自明の理であった。かくして、指向すべき目的の正当性が確保された以上、次なる課題は目的実現のために選定すべき手段であり、現今の世に於ては法なる形式こそが選択し得る唯一の手段である点も、やはり前述した如くである。このようにして目的と手段の正当性が共に確保されたならば、後に残される問題は、目的と手段との実際の適合性である。そして、この富強なる目標達成のための手段としての現実的有効性こそが、法の個別的・具体的内容が保持し得る正当性に他ならない。

しからば、何故にそれが富国強兵実現のための最上の有効性を具備しているかと保証できるのであるか。その論拠は、立法者即ち君主が、現在の状況を的確に把握した上で、その状況への最も有効な対応策を立案し、それが法の具体的内容を構成している点に求められる。換言すれば、商鞅に於ては、状況判断と状況への対処に関する君主の個人

的賢智が、法内容の正当性を支える最終的根拠となっているのである。「聖人の必ず法令を為るや」(定分篇)「聖人の国を為むるや、俗を觀て法を立つれば則ち治まる」(算地篇)「明主は法制に慎しむ」(君臣篇)とか、「明主に非ざれば能く聴くこと有る莫し」(開塞篇)「聖人の国を為むるや、賞を壹にし刑を壹にす」(賞刑篇)「明主法に察すれば、境内の民は辟淫の心無し」(弱民篇)「唯だ明君のみ好言の以て兵を彊くし土を闢く可からざるを知る」(農戰篇)等々、『商君書』は君主に対し、一貫して「聖人」「明君」「明主」であるよう要請するが、こうした現象も、法内容の正当性の根拠が究極的には君主の個人的賢智に帰着せざるを得ない、商鞅の法思想の性格に由来している。

要するに、法の正当性を廻る商鞅の論理は、国家目的(結局は法目的)と法なる形式・手段の正当性は、共に戦国期の外的状況にその根拠を委ねるため、法の正当性は二重の時代的制約を課され、また法内容自体の正当性の根拠は、手段たる法と法の目的とを繋ぐ立法者(君主)の個人的賢智に求められる、との構造を示すのである。

さて、こうした基本的性格を持つ商鞅の法思想は、彼個人の非業の死にもかかわらず、その後も秦の統治方針として変ることなく継承される。その結果、秦の国力は増強の一途を辿り、遂には六国を併呑して統一帝国の樹立に成功するのである。

しかしながら、秦帝国で実施された法治主義を、商鞅の法思想の単純な延長・拡大と捉えることはできない。何故なら、戦国の最末期、後に始皇帝となる秦王政が韓非の法思想に接して、それに強い関心を示しており、従って秦が七雄の一国から秦帝国へと転換する際に、商

鞅流の法思想の基盤上に、新たに韓非の法思想を受容した事態を、当然想定しなければならぬからである。

しかも韓非の法思想自体が、既に商鞅はもとより、申不害・慎到等の影響下に形成されている以上、秦帝国に於ける法治主義の性格を理解するためには、商鞅・申不害・慎到等の思想が如何なる形態で韓非の思想中に取り込まれ、更にそれが商鞅によって礎定された既存の法治体制と、如何に結合したかを考察する必要があるが生じてくる。そこで以下に於て、こうした思想的経過について概述してみる。

先ず戦国初期、韓の昭侯に宰相として仕え、独自の法術思想を展開した申不害から検討してみよう。<sup>(4)</sup>申不害の思想の出発点となっているのは、以下に列挙する如く、君主の個人的賢智に対する徹底した否定的態度である。

(1) 以此言耳目心智之不足恃也、耳目心智、其所以知識甚闕、其所以聞見甚淺、以淺闕博居天下、安殊俗、治萬民、其說固不行(『呂氏春秋』任數篇)

(2) 今人君之力、非賢乎烏獲・彭祖、而勇非賢乎孟賁・成荊(『群書治要』卷三十六)

(3) 百世有聖人、猶隨踵、千里有賢者、是比肩而立也(『意林』卷二)

(4) 智均不相使、力均不相勝(『意林』卷二)

資料(1)は、耳目心智なる個人的認識能力には本来大きな限界があり、そうした限定的認識を恃んで天下・万民を統治せんとする方式は不可能である、と説く。続く(2)は、君主の勇力が他者との比較の上で、必ずしも傑出しているとは限らぬことを指摘するもので、やはり君主の

個人的能力に頼る統治を否定せんとする主張である。また(3)は、仮りに傑出した資質・能力を備えた聖人・賢者の存在を容認するとしても、その出現は稀であり、そうした可能性の極めて低い偶然性には、統治の常法を求め難いと説く。これらの理由から、君主の個人的賢智に全く信頼を掛けぬとすれば、(4)に述べられる如く、己れの賢智を恃んで、君主は決してその地位を保持できないこととなる。

以上の論述により明らかな如く、申不害の思想の根底にあるのは、君主の個人的賢智に対する徹底した不信である。『荀子』解蔽篇が申不害の思想的特色を評して、「申子は執に蔽われて知を知らず」と批判するのも、やはりこの点を捉えてのことであろう。

とすれば、申不害は君主の個人的賢智以外の統治手段を、新たに用意しなければならぬ。その方策の第一は、以下に掲げる法治である。

(1) 韓昭侯謂申子曰、法度甚不易行也、申子曰、法者見功而興貴、因能而受官、今君設法度而聽左右之請、此所以難行也(『韓非子』外儲說篇)

(2) 堯之治也、蓋明法審令而已、聖君任法而不任智、任數而不任說、黃帝之治天下、置法而不變、使民安樂其法也(『太平御覽』卷六百三十八)

(3) 君必有明法、正義若懸權衡以稱輕重、所以一羣臣也(『芸文類聚』卷五十四)

先ず資料(1)では、法は君主が臣下・官僚を統率する上での、唯一の客観的基準とされる。従って、一方で「法度を設け」ながら、他方で「左右の請を聴く」行為は、法の客観性に対し、もともと信頼性に欠ける君主の個人的賢智を介入させ、二元的な混乱を生ぜしめる錯誤と

秦帝国の法治主義(浅野)

して、厳しく排斥されるのである。更に(2)も、「堯の治むるや、法を明らかにし令を審らかにするのみ」とやはり法を唯一の統治基準とすべきことを述べると共に、「法に任せて智に任せず、數に任せて説に任せず」と、法が君主の個人的賢智の代替手段である点を、より一層明確にしている。また最後の(3)は、法を権衡に譬えることにより、主観や私情に一切影響されぬ、法の客観性・厳密性を強調する。

これらの資料によって、申不害が、賢智主義の持つ欠陥を是正すべく、人工的技術としての法の客観性に注目し、法治を提唱したことが判明する。

『韓非子』定法篇は、「今、申不害は術を言い、而して公孫鞅は法を為す」「術無ければ則ち上に蔽れ、臣に法無ければ則ち下に乱る」とか、「徒だ術のみにして法無く、徒だ法のみにして術無きは、其の不可なるは何ぞや」「主、申子の術を用いて、商君の法を行わば、可ならんか」等と、恰も申不害の思想中には、形名參同術・臣下督責術のみがあつて、法治の主張が全く存在しなかったかの如く記す。しかしながら、こうした評価には、申不害と商鞅の思想的相違を際立たせ、引いては法と術を兼備する韓非学派の優位を述べんがための誇張が含まれており、これを以て、申不害が法治に何ら意を用いなかったと即断することはできない。この点は、次に挙げる定法篇自身の記述によつても推測し得る。

申不害、韓昭侯之佐也、韓者晉之別國也、晉之故法未息、而韓之新法又生、先君之令未収、而後君之令又下、申不害不擅其法、不一其憲令、則姦多、故利在故法前令則道之、利在新法後令則道之、利在故新相反、前後相悖、則申不害雖十使昭侯用術、而姦臣猶有

所論其辭矣、故託萬乘之勁韓、十七年而不至於霸王者、雖用術於上、法不動筋於官之患也

ここでは、晋の旧法と韓の新法、先君の令と後君の令とが錯綜する混乱状態に直面しながらも、宰相たる申不害が法令を統一して、その統一された法令によつて臣下・官僚を監督・制御し得なかった、との批判が展開される。しかし、これは飽くまでも、当時の韓が抱えていた複雑な国情の下で、申不害が現実的に新旧両法令の統一に成功しなかった事態への非難に過ぎず、これが直ちに、申不害が法治の重要性自体を全く自覚しなかったことの証左にはならない。むしろ、定法篇の指摘の如く、新旧両法令の並立が韓の国政を混乱させる最大の要因であったとすれば、申不害は法令を確立・固定すべき必要性を人一倍痛感せざるを得なかった、と考える方が妥当であろう。詳しくは後述するが、確かに申不害の法思想中には、商鞅・韓非流の法術思想を基準にするとき、不備・欠陥と映る要素が種々含まれている。だがそれは、申不害の法と商鞅・韓非の法とが性格を異にする点を示すものではない。申不害の法思想自体の完全な欠落を意味するものでは、決してないものである。

さて、君主の賢智に代るべき統治手段として、申不害が用意した第二の要素は、以下に掲げる形名参同術である。

爲人臣者、操契以責其名、名者、天地之綱、聖人之符、張天地之綱、用聖人之符、則萬物之情、無所逃之矣、（中略）昔者、堯之治天下也、以名、其名正則天下治、桀之治天下也、亦以名、其名倚而天下亂、是以聖人貴名之正也、主處其大、臣處其細、以其名聽之、以其名視之、以其名命之、（中略）凡因之道、身與公無事、

無事而天下自極也（『群書治要』卷三十六）

ここには、「契を操りて以て其の名を責む」「其の名を以て之を聴き、其の名を以て之を視、其の名を以て之に命ず」等と、君主が申告・名分と実績・結果とを照合させて、臣下の精励を督責する術が説かれる。その内容は、『韓非子』孤憤篇・姦劫弑臣篇等に見える形名参同術と基本的には同一であり、『韓非子』定法篇が、「申不害言術」「申子之術」等と記す「術」に該当するものである。申不害は、かかる督責術の採用により、「万物の情は、之を逃るる所無し」「凡そ之の道に因らば、身と公とは事無し。事無くして天下自ら極まる」と、君主は信頼性に乏しい個人的判断を待まずに、自動的に臣下の隠蔽・姦詐を看破・摘発して、無為・無事の中に百官・群臣を統御することが可能となると考えたのである。

上引の『韓非子』定法篇や、「術を学びて以て韓の昭侯に干む」「申子の学は、黄老に本づき、刑名を主とす」との『史記』老莊申韓列伝、「申子とは韓の昭侯の佐なり。（中略）新故相い反し、前後相い繆れ、百官背乱して、用うる所を知らず。故に形名の書焉に出ず」とする『淮南子』要略訓、等々の記載によつて、こうした督責術は申不害の手で案出されたことと認め得る。ただし前掲資料中に於ては、ひたすら名の威力を力説するのみで、明確に形と名とを対比する思考が存在せず、『韓非子』中の形名参同術と比較するとき、理論的には未成熟な水準に止まっている点に留意すべきであろう。

以上、君主の個人的賢智に代るべき統治手段として、申不害が法治と形名参同術とを用意したことを述べてきた。ただし、これらの代替装置が有効に作動するためには、或る前提条件を充たすことが要求さ

れる。その条件とは、君主が自己の賢智を恃む統治の危険性を徹底的に自覚し、個人的能力の發揮を極力回避・抑制して、ひたすら名や法の客観性のみ委ねんとする心的態度を保持することである。

(1) 申子曰、上明見、人備之、其不明見、人惑之、其知見、人飾之、

其不知見、人匿之、其無欲見、人伺之、其有欲見、人餌之、故曰、吾無從知之、惟無爲可以規之（『韓非子』外儲說右上篇）

(2) 申子曰、慎而言也、人且知女、慎而行也、人且隨女、而有知見也、人且匿女、而無知見也、人且意女、女有知也、人且臧女、女無知也、人且行女、故曰、惟無爲可以規之（同）

(3) 無言無思、靜以待時、時至而應、心暇者勝、凡應之理、清淨公素、而正始卒、焉此治紀、無唱有和、無先有隨、古之王者、其所爲少、其所因多、因者君術也、爲者臣道也（『呂氏春秋』任數篇）

(4) 善爲主者、倚於愚、立於不盈、設於不敢、藏於無事、竄端匿疏、示天下無爲、是以近者親之、遠者懷之、示人有餘者人奪之、示人不足者人與之、剛者折、危者覆、動者搖、靜者安、名自正也、事自定也、是以有道者、自名而正之、隨事而定之也、鼓不與於五音、而爲五音主、有道者不爲五官之事、而爲治主、君知其道也、臣知其事也、十言十當、百爲百當者、人臣之事也、非君人之道也（中略）鏡設精無爲、而美惡自備、衡設平無爲、而輕重自得、凡因之道、身與公無事、無事而天下自極也（『群書治要』卷三十六）

先ず(1)と(2)には、自己の意図を隠蔽・秘匿しつつ、臣下の実情を明察せんとする、無爲の心術が語られる。自己の賢智を外部に發揮して統治せんとすれば、たとえ君主が有能であっても、また無能であっても、そこに臣下につけ入られる隙を生ずる。故に君主は、自己の賢智に依

拠する判断を一切表明せず、無爲に徹する方策により、臣下の姦計を封じ込め、彼等を統率すべきである、という訳である。

次の(3)も、やはり君主が心を虚静に保って、自ら率先して統治せんとする意欲を決して現わさず、実務を臣下に担当させて、ひたすら周囲の外的状況に随順・対応すべきことを説く。「因とは君術なり、爲とは臣道なり」と述べられる如く、無爲・因循なる心術の保持により、己れの賢智の限界を暴露する事態を未然に防止し、「心暇なる者は勝つ」と、隙あらば君主を凌がんと企る臣下との暗闘に勝利を収めんとするのである。

最後の(4)も、全体を通してほぼ同内容の主張であるが、若干特異な性格を示すのは、「剛なる者は折れ、危なる者は覆えり、動なる者は揺らぎ、静なる者は安らかなり。名は自ら正しく、事は自ら定まるなり。是を以て道を有つ者は、自ら名づけて之を正し、事に随いて之を定むるなり」との部分である。ここには、甚だ論理性には欠けるものの、君主が心を虚静に保てば、物はその本来あるべき名称を自ら明らかにし、それに因循して命名すれば、勞せずに分分の秩序を正すことができる、との思考が窺える。これは、無爲・因循なる君主の心術を、形名参同術の前提となるべき、命名による名分の体系確立の論拠にせんとしたものであろう。

以上、君主の心術に関する資料を解説してきた。前述の如く申不害は、信頼性に乏しい君主の賢智に代るべき客観的統治手段として、法や名を用意した。しかし、君主が「法を設けて、而も左右の請を聴く」行動に出たりすれば、彼が折角準備した名・法の客観性も、その有効な機能を大きく阻害されてしまう。そこで申不害は、君主に対し、

「法に任せて智に任せず、数に任せて説に任せざり、虚静・無為なる心術の確保を、改めて要請せざるを得なかつたのである。

さて、これまで申不害の思想について論述してきたが、ここで彼の法術思想が抱える問題点を、改めて整理して置くことにする。

その第一としては、申不害の法思想に於ては、法の制定者、及び法の正当性の根拠が、皆目不明である点を挙げなければならない。申不害は、「申子曰く、独視する者は明と謂い、独聴する者は聡と謂う。能く独断する者は、故ら以て天下の主為る可し」(『韓非子』外儲説右本篇)とか、「申子曰く、天下を有つも恣睢せざるは、之に命けて、天下を以て桎梏と為す者と曰う」(『史記』李斯列伝)と、君主独裁の国家体制のみを想定する。従つて、かかる国家機構に於ては、立法権も当然君主以外には掌握できぬ筈である。しかるに彼の思想は、君主の個人的賢智を否定する地点から、すべてが出発している。それでもなお、立法者は君主であると申不害が主張するならば、法はそもそも信頼性に欠ける君主の賢智の所産となり、君主の賢智の欠陥を解消する代替手段とは何らなり得ぬことはもとより、法の権威もその根拠を全く喪失せざるを得ぬであろう。申不害は、「今、君は法度を設く」「君に必ず明法有り」等と、立法は君主自身の行為であるとの直接的表現を回避し、実際の立法者は他に存在するとも取り得るかの如き、間接的言ひ廻しに終始する。もつとも、「堯の治むるや、蓋し法を明らかにし令を審らかにするのみ」「黄帝の天下を治むるや、法を置きて変ぜず」等の場合は、堯や黄帝が直接に法を制定したとも解し得るが、これらは所詮古代聖王であつて、申不害によつて賢智の信頼性を否定された、一般的君主の事例には該当しない。このように、申不害が立法者と君

主との関係を曖昧のままに放置せざるを得ないのも、彼の法思想が抱える、前記の致命的欠陥の反映に他ならぬであろう。

問題点の第二は、法の場合と全く同様の理由によつて、督責術の關鍵たる名の制定者が不明であり、それに伴つて名の客観性の根拠もまた、遂に不明に終ることである。再三述べた如く、名による臣下の督責は、認識能力を用いて対象世界の事物を把握し、更にその認識に基づいて命名し、そこに名分の体系・秩序が確立された後に、初めてその実施が可能となる。しかるに申不害は、「耳目心智は其の知識する所甚だ闕け、其の以て聞見する所甚だ浅し」と、君主の認識能力をほとんど否定し去つた。とすれば、君主自身が万物を認識し、命名し、名分の体系を確立することは、もとより不可能となる。それでは、君主独裁の国家体制に於て、君主が独占すべき形名術の枢要を他者の手に委ね、なお君主は独裁権力を維持し得るであろうか。もしこの危険を避けんとすれば、やはり名称制定の事業は君主自らが担当すると主張したとすれば、名は不完全極まる君主の個人的賢智の所産となり、今度の名の客観性がたちどころに崩壊せざるを得ない。

上述の如く「申子」中には、虚静・無為なる君主の心術に、万物への命名と名分の確立とを可能にする論拠を求めんとする思考が含まれる。恐らくこの部分は、前記の理論破綻を繕うべく、申不害後学が付加したと推測されるが、未だ老子の道を君主の認識能力の根拠に据える理論水準に到達していないため、前記の致命的欠陥は依然として解消されてい<sup>(6)</sup>ないのである。

問題点の第三は、君主の賢智と心術との関係である。申不害は、従前の賢智主義を排斥・否定しつつ、一方で君主に対し、賢智を捨てて

名・法の客観性にのみ依拠せんとする、虚静・無為なる心術を新たに要求した。しかるにこの心術も、賢智が外向き、心術が内向きを主眼にするといった方向性の相違にもかかわらず、結局は別種の賢智であり、個人的能力ではないのか、との疑念を生ぜしめる。申不害は、賢智をたまぬ理想的君主像を、「聖君任法而不任智」「聖人貴名之正也」「明君治國、而晦晦、而不行、而止」「明君慎令」等と表現する。こうした現象こそ、心術が実は賢智を超えた別種の賢智に他ならぬことを、端的に物語る。このように、一旦君主の個人的賢智を否定して置きながら、その君主に改めてより高度な心術の保持を要求するのは、到底解決し難い矛盾でしかない。商鞅と並ぶ法家の先駆者たる申不害の法術思想には、実に重大な理論的欠陥が宿されていたのである。

それでは続いて、戦国中期に趙より齊の臨淄に招聘され、稷下の学士として活動した慎到の法思想の検討に移る。「慎到著十二論」(『史記』孟子荀卿列伝)「慎子四十二篇」(『漢書』芸文志)等と記録される彼の著作は、その後大半が散佚した。しかし現在我々は、その残欠を輯めた守山閣本『慎子』によって、彼の思想の概略を知ることができる。慎到の思想の出発点は、申不害の場合と同様、君主の個人的賢智を否定する所にある。

道理置則慕賢智、慕賢智則國家之政要、在一人之心矣(威德篇)

君之智、未必最賢於衆也、以未最賢而欲以善盡被下、則不瞻矣、

若使君之智最賢、以一君而盡贖下則勞(民雜篇)

君主の個人的資質を恃む賢智主義に於ては、統治がとかく君主の主観・恣意に陥って、臣民の怨嗟の的となりかねず、また卓越した賢智の

秦帝国の法治主義(浅野)

持主が出現する確率が極めて低い以上、無能・暗愚な君主による失政が続く危険性の側が、遙かに大きいとしなければならぬ。それに、よしんば傑出した能力を備える君主が出現したとしても、常に己の才智を揮い、率先して統治し続けんとすれば、やがて君主は龐大・繁雑な政務の前に疲労困憊せざるを得ない。

そこで慎到は、かかる賢智主義の欠陥を克服する手段として、以下の如く、法による統治を提唱する。

法雖不善、猶愈於無法、所以一人心也、夫投鉤以分財、投策以分馬、非鉤策爲均也、使得美者、不知所以德、使得惡者、不知所以怨、此所以塞願望也、故著龜、所以立公識也、權衡、所以立公正也、書契、所以立公信也、度量、所以立公審也、法制禮籍、所以立公義也、凡立公、所以棄私也(威德篇)

君人者、舍法而以身治、則誅賞予奪、從君心出矣、然則受賞者雖當、望多無窮、受罰者雖當、望輕無已、君舍法而以心裁輕重、則同功殊賞、同罪殊罰矣、怨之所由生也、是以分馬者之用策、分田者之用鉤、非以鉤策爲過於人智也、所以去私塞怨也、故曰、大君任法而弗躬、則事斷於法矣、法之所加、各以其分、蒙其賞罰而無望於君也、是以怨不生而上下和矣(君人篇)

爲人君者不多聽、據法倚數以觀得失、無法之言、不聽於耳、無法之勞、不圖於功、無勞之親、不任於官、官不私親、法不遺愛、上下無事、唯法所在(君臣篇)

法之功、莫大使私不行、君之功、莫大使民不爭、今立法而行私、是私與法爭、其亂甚於無法、立君而尊賢、是賢與君爭、其亂甚於無君、故有道之國、法立則私議不行、君立則賢者不尊、民一於君、

事斷於法、是國之大道也（『芸文類聚』卷五十四・『太平御覽』卷六百三十八引く『慎子』佚文）

有權衡者、不可欺以輕重、有尺寸者、不可差以長短、有法度者、不可巧以詐僞（『太平御覽』卷四百二十九引く『慎子』佚文）

法者、所以齊天下之動、至公大定之制也、故智者不得越法而肆謀、辯者不得越法而肆議、士不得背法而有名、臣不得背法而有功、我喜可抑、我忿可窒、我法不可離也、骨肉可刑、親戚可滅、至法不可闕也（守山閣本引く『慎子』佚文）

慎到はこれらの資料に於て、「法は愛を遺さず」「法の功は、私をして行われざら使むるより大なるは莫し」等と、法の客観的・公的性格を繰り返し強調する。それでは、君主がかかる法に準拠して統治するとき、そこには如何なる効果が生ずるであろうか。

その効果の第一としては、「人君為る者は多聴せず。法に抛り數に倚りて以て得失を觀る」「法立たば則ち私議は行われず。君立たば則ち賢者は尊ばれず」「智者も法を越えて肆まに謀るを得ず」等と説かれる如く、一切を法に照らして決裁するため、もはや賢智は不要となり、君主は繁雜な判断を回避できると共に、己れの賢智の欠陥を露呈する事態をも免れ得る点が挙げられる。故に君主は、臣下の統率、民衆の争乱防止、といった国家運営を自動的に達成して、自己の能力の如何によらず君位を保つことが可能となる訳である。

効果の第二は、「法善からざるありと雖も、猶お法無くして一人の心を以てする所より愈る。（中略）此れ怨望を塞ぐ所以なり」「君法を舍てて心を以て輕重を裁けば、則ち功を同しくして賞を殊にし、罪を同しくして罰を殊にす。怨みの由りて生ずる所なり」「是を以て怨み

生ぜずして上下和す」と、法の客観性に依拠する限り、如何なる賞罰も已むを得ざる必然として万人に承諾されるため、君主が衆怨を未然に塞ぎ止めて君位を保全できる点である。

従つて、「治乱を法術に寄せ、是非を賞罰に託す」（守山閣本引く『慎子』佚文）と言われる慎到の法術とは、法と形名參同術との併用を指す概念ではなく、前記の効果を獲得せんと図る、法による統治技術の意であることが判明する。<sup>(2)</sup>

さて、慎到が君主の賢智の代替手段として用意した第二の方策は、以下に掲げる勢位の保持である。

(1) 賢而屈於不肖者、權輕也、不肖而服於賢者、位尊也、堯爲匹夫、不能使化其鄰家、至南面而王、則令行禁止、由此觀之、賢不足以服不肖、而勢位足以屈賢矣、故無名而斷者、權重也、弩弱而矜高者、乘於風也、身不肖而令行者、得助於衆也、故舉重越高者、不慢於衆、愛赤子者、不慢於保、絕險歷遠者、不慢於御、此得助則成、釋助則廢矣（威德篇）

(2) 明主之使其臣也、忠不得過職、而職不得過官、是以過修於身、而下不敢以善矜矜守職之吏、人務其治、而莫敢淫偷其事、官正以敬其事、和順以事其上、如此則至治已、亡國之君、非一人之罪也、治國之君、非一人之力也、將治亂、在乎賢使任職而不在於忠也、故智盈天下、澤及其君、忠盈天下、害及其國、故桀之所以亡、堯不能以爲存、然而堯有不勝之善、而桀有運非之名、則得人與失人也、故廊廟之材、蓋非一木之枝也、粹白之裘、蓋非一狐之皮也、治亂安危、存亡榮辱之施、非一人之力也（知忠篇）

(3) 君臣之道、臣事事、而君無事、君逸樂而臣任勞、臣盡智力以善其

事、而君無與焉、仰成而已、故事無不治、治之正道然也、人君自任、而務爲善以先下、則是代下負任蒙勞也、臣反逸矣（民雜篇）

(4) 民雜處而各有所能、所能者不同、此民之情也、大君者、太上也、兼畜下者也、下之所能不同、而皆上之用也、是以大君因民之能爲資、盡包而畜之、無能去取焉、是故不設一方以求於人、故所求者無不足也、大君不擇其下、故足、不擇其下、則易爲下矣、易爲下則莫不容、莫不容故多下、多下之謂太上（民雜篇）

(5) 天道因則大、化則細、因也者、因人之情也、人莫不自爲也、化而使之爲我、則莫可得而用矣（中略）故用人之自爲、不用人之爲我、則莫不可得而用矣、此之謂因（因循篇）

先ず(1)では、君主が臣民を屈服させ得る原因が、君主の賢智の優秀さにあるのではなく、勢力・権力の掌握にこそあることが述べられる。この権勢は、「助けを衆に得る」態勢として機能するため、そこに身を置く限り、君主は己れの力量の如何にかかわらず統治を断行できると慎到は主張するのである。そこで君主は、「助けを衆に得る」方向に勢力を構成しなければならぬが、その具体策は次の(2)に示される。これによれば、「賢をして職に任せ使む」と、各人の能力・適性に応じて官職を割り当てた後、「忠も職を過ぐるを得ずして、職は官を過ぐるを得ざ」る分業体制を敷くことにより、「智は天下に盈ちて、沢は其の君に及ぶ」支援態勢が確立できるとされる。続く(3)も同内容で、職分の厳守を旨とする官僚制の働きにより、君主は自動的に臣下の衆智を結集することが可能となり、自らは拱手傍観しつつ安定的支配を達成し得る、との論理が展開される。

そして慎到は、この必治の効果を生ずる態勢中に、上述した臣下・

官僚に止まらず、更に汎く民衆一般をも編入せんとする。「大君は民の能に因りて資と爲す」(4)とか、「人は自ら爲さざるは莫し」「人の自ら爲すを用う」(5)等と、民衆の自活能力を国家統治に利用して行くならば、統治者側の業務は大幅に軽減され、君主への支援態勢はより一層強固になる、と言うのである。

以上解説してきた如く、慎到は君主の個人的賢智に代るべき手段として、法による統治と勢力の確保とを挙げた。しからば、この法と勢とに委ねて行けば、もはや君主には何らの能力・資質も必要とされぬのであろうか。実はそうではなく、先の申不害の場合と全く同様に、君主には以下に示すような心術の保持が、新たに要請されているのである。

(1) 夫德精微而不見、聰明而不發、是故外物不累其内（『文選』注引く『慎子』佚文）

(2) 不以智累心、不以私累己、寄治亂於法術、託是非於賞罰、屬輕重於權衡、不逆天理、不傷情性（守山閣本引く『慎子』佚文）

(3) 善爲國者、移謀身之心而謀國、移富國之術而富民、移保子孫之志而保治、移求爵祿之意而求義、則不勞而化、理成矣（守山閣本引く『慎子』佚文）

(4) 慎到棄知去己而緣不得已、冷汰於物以爲道理、曰知不知、將薄知而後鄰傷之者也、謾裸无任而笑天下之尙賢也、縱脫无行而非天下之大聖、推拍輓斷、與物宛轉、舍是與非、苟可以免、不師知慮、不知前後、魏然而已矣、推而後行、曳而後往、若飄風之還、若羽之旋、若磨石之隧、全而无非、動靜无過、未嘗有罪、是何故、夫无知之物、无建己之患、无用知之累、動靜不離於理、是以終身无

譽、故曰、至於若无知之物而已（『莊子』天下篇）

先頭の(1)では、「精微なるも見れず、聡明なるも発せざ」る徳を内に抱き、外物によって精神を乱されることなき心的態度が説かれる。また(2)に於ても、君主は賢智を捨てて私情を去り、ひたすら法術・賞罰・権衡・天理等の客観的存在にのみ判断を委ねよ、との主張が展開される。続く(3)も、君主が自己の欲望を徹底的に除去し、常に国家全体の安定のみを指向するならば、そこに「勞せずして化し、理成る」との効果を實現し得る、と語る。慎到が、一切の賢智・分別を放棄して、外部の客観的在り方に随順せよと主張したと記す(4)も、やはり慎到の思想のこうした側面を捉えての評言に他ならない。

このように君主が、外界に対し自己の賢智による思慮分別を働かさんとする自我を完全に滅却してこそ、法や勢が備える公的・客観的性質も、君主の恣意・私心の介入を免れて、初めてその威力を全面的に發揮してくるのである。

しかしながら、慎到が君主に要請する心術も、所詮は一種の賢智であり、個人的資質・能力に他ならぬであらう。慎到は、「不肖にして而も賢を屈する者は、位尊ければなり」と、法や勢に依拠しさえすれば、たとえ無能な君主であっても自動的な統治を達成し得ると言う。しかし彼自身が、「不肖なる者は、自らは不肖と謂わざるも、不肖は行に見わる。自らは賢と謂うと雖も、人は猶お之を不肖と謂う。愚者は、自らは愚と謂わざるも、愚は言に見わる。自らは智と謂うと雖も、人は猶お之を愚と謂う」（守山閣本引く『慎子』佚文）と語る如く、無能・暗愚な者に限って、それを自覚せぬのが常である以上、自己の賢智の限界性を悟って、敢えてそれを發揮しようとはせず、法や勢の客観

性に一切を託さんとする精神的境地は、それこそ最も高度な賢智と称さねばならない。慎到がこうした理想的君主像を、「聖人」「明君」（威徳篇）「大君」（民雜篇・君人篇）「太上」（民雜篇）「明主」（知忠篇）等と表現すること自体が、彼の唱える心術が別種の賢智に他ならぬ何よりの証左であらう。

以上、慎到の思想を概述してきたが、ここで改めて、彼の法術思想が抱える問題点を整理して置こう。

先ず問題点の第一としては、慎到の法が持つ術的性格が、客観性の保持による衆怨の防止といった消極的・防禦的側面に集中するため、法を駆使して具体的施策を實現せんとする積極性に乏しいことが挙げられる。仮りに慎到の理論通り、法の客観性によって君主が怨恨を塞ぎ得たとしても、それは飽くまでも視野を一国家内部に限定した上で効用に過ぎず、「今の世は、疆國は兼并に事め、弱國は力守に務む」（『商君書』開塞篇）とされる戦國の現状の下に於て、果たしてそのみで國家が生存し得るか否かは、甚だ疑問と言わなければならない。

第二は、法の正当性を廻る問題である。慎到に於ては、法の正当性の根拠は実定法なる形式自体が備える客観性に求められており、「法善からざるありと雖も、猶お法無くして一人の心を以てする所より愈る」（威徳篇）と、法内容の正当性の側は必ずしも保証されない。必然的に彼は、「法は天従り下るに非ず。他従り出づるに非ず。人間より発し、人心に合うのみ」（守山閣本引く『慎子』佚文）と、法の先験的正当性を否定し、「法を守りて変ぜざれば則ち衰う。（中略）道を以て法を變ずる者は君長なり」（『芸文類聚』卷五十四引く『慎子』佚文）と、外界の客観的状態に順応して、不断に法内容を改変すべきことを説く。

とすれば、君主には「道を以て法を變ずる」だけの判断力・賢智が要求されることとなり、君主の賢智を否定する慎到の法思想の大前提と矛盾をきたすと共に、法の正当性の根拠も、少くとも法内容の側面に於ては、大きく覆らざるを得ないのである。

第三は、慎到の唱える勢位が人工の勢であるにもかかわらず、それを構築・維持すべき具体的技術を欠いている点である。慎到の勢理論は、臣下の実務能力への委託や民の自活能力の利用を主体とするもので、これは彼の思想が、必要な状況一切が天与のものとして既に成立しており、後は因循するだけで事足りると考える、一種の楽観主義によって支えられていることに由来する。そこで、君臣間の鋭い利害の対立や、法禁を犯してもなお私利を追求せんとする民の実状等、人間社会の險惡・苛烈な諸相にはほとんど目が向けられぬ訳で、官僚に職分厳守を強制する手段としての形名参同術が存在せぬことはもとより、法や賞罰を勢位確立のための強制手段として駆使する思考も、甚だ稀薄である。即ち慎到は、勢位の重要性に着目し、法の独占による君主独裁を唱えたにもかかわらず、彼の理論に於ては、法は専ら臣下の分業体制の基準であつたり、民衆の争乱を防止する基準であつたりする結果、権勢を維持して臣民を屈服させる強制手段としての機能は、極めて微弱であるとしなければならぬ。かくの如く、未だ法・賞罰と勢とが緊密に結合されるに至らぬため、慎到の勢理論は、戦国の状況下にあつては、多分に観念的色彩を免れていないのである。

しかも彼は一方で、その客観性を追求し私的要素を排除せんとする姿勢を反映して、「国君を立てて以て国と為すにして、国を立てて君と為すには非ざるなり」（威徳篇）「君を易うること有るも、民を易うる

#### 秦帝国の法治主義（浅野）

こと無し」（守山閣本引く『慎子』佚文）等と、君主を社会運営の単なる機関であると規定したりもするので、勢位の確立や君主権確立の主張は、必ずしも特定の個人としての君主の地位保全には直結せず、一姓君主として、突き詰めれば私的性格に帰着せざるを得ぬ君主権力に対し、その根拠を喪失させかねない危険性をさえ孕んでいるのである。

問題点の第四は、申不害の場合と同様、君主の賢智を否定する主張と、君主に心術の保持を要請する主張との矛盾である。君主の個人的賢智の欠陥を克服する手段として法や勢を設定し、君主が忠実に法や勢の客観性のみ依拠する保証を、一切の私心を排した君主の心術に求めんとするのであれば、所詮慎到の法は、その運用を君主の個人的能力に全面的に委ねていることになる。そもそも慎到の政治思想は幾多の貴重な思索を含みながらも、相互に矛盾するかの要素で構成されており、『荀子』が「法を尚びて法無し」「倜然として帰宿する所無し」（非十二子篇）と非難する如く、全体は一種混沌たる様相を呈するが、ここに至つて慎到の法思想は、その理論的前提そのものが崩壊の危機に直面するのである。

これまで、商鞅・申不害・慎到の思想的特色について解説してきた。それでは、韓非はこれら先行の法思想を如何なる形態で吸収し、自己の法思想を形成したであろうか。

現行本『韓非子』は五十五篇であるが、異質な要素を多く混在させており、もとよりそのすべてを韓非自身の著作と見做すことはできない。どの範囲までを自著と推定するかについては、諸説並立して定まらぬが、本稿では木村英一『法家思想の研究』に収める「韓非子考證」

の推論に従って、説難・孤憤・姦劫弑臣・五器・頤学の五篇を一応韓非自身の手になるものと見做し、これら五篇を中心資料として、以下前記の問題を考へて行くことにする。<sup>(8)</sup>

先ず、韓非に於ては法の目的が何処に設定されているのかを検討してみよう。

(1) 人臣循令而從事、案法而治官、非謂重人也、重人也者、無令而擅爲、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所爲重人也、智術之士、明察聽用、且燭重人之陰情、能法之士、勁直聽用、且矯重人之姦行、故智術能法之士用、則貴重之臣必在繩之外矣、是智法之士與當塗之人、不可兩存之仇也（孤憤篇）

(2) 夫有術者之爲人臣也、得效度數之言、上明主法、下困姦臣、以尊主安國者也（姦劫弑臣篇）

(3) 人主無法術以御其臣、雖長年而美材、大臣猶將得勢擅事、主斷而各爲其私急（同）

(4) 不忍誅罰、則暴亂者不止、國有無功得賞者、則民不外務當敵斬首、內不急力田疾作（同）

(5) 賞莫如厚而信使民利之、罰莫如重而必使民畏之、法莫如一而固使民知之、（中略）廉貞之行成、而君上之法犯矣、人主尊貞廉之行、而忘犯禁之罰、故民程於勇、而吏不能勝也、不事力而衣食、則謂之能、不戰功而尊、則謂之賢、賢能之行成、而兵弱而地荒矣（五蠹篇）

(6) 明主之國、無書簡之文、以法爲教、無先王之語、以吏爲師、無私劍之捍、以斬首爲勇、是以境內之民、其言談者必軌於法、動作者歸之於功、爲勇者盡之於軍、是故無事則國富、有事則兵強（同）

(7) 聖人者、審於是非之實、察於治亂之情也、故其治國也、正明法、陳嚴刑、將以救羣生之亂去天下之禍、使強不凌弱、衆不暴寡、耆老得遂、幼孤得長、邊境不侵、君臣相親、父子相保、而無死亡繫虜之患、此亦功之至厚者也（姦劫弑臣篇）

冒頭の(1)では、「智術能法之士」が、法令を無視して私的権力の拡大を図る重臣・貴戚を排除し、君主権力の強化に挺身することが語られる。次の(2)(3)もやはり、権臣による君位篡奪を阻止し、君主の絶対的権力を確立する所に、法の重要な目的が存在したことを明示する。また(4)(5)(6)に於ては、法・賞罰により民衆の価値基準を「當敵斬首」と「力田疾作」(4)にのみ統一して、国内を「耕戦之士」(孤憤篇)で充たし、「國富」「兵強」(5)を実現すべきことが説かれ、韓非の法が更に富国強兵をもその目的に掲げていたことを示している。更に最後の(7)では、社会秩序を維持し、民衆すべてに安寧な社会生活を保障するといった、法の最終目的が述べられる。

以上挙げた三者の中、第一の君主権の強化は、商鞅には全く見られなかった主張で、韓非が申不害や慎到が唱えた君主中心の法思想を受容した結果と考えられる。また第二の耕戦の奨励による富国強兵は、もとより商鞅の法思想の継承である。第三の社会的安寧の実現もまた、『商君書』開塞篇の「刑を籍りて以て刑を去る」主張の影響かと推測し得るが、既に商鞅に於てそうであった如く、これは法治の継続が遠い未来に達成するであろう遙かな目標であって、現実的な法の目的と言うよりは、むしろ理念的色彩の側が濃厚である。ただし商鞅と違って韓非の場合は、法治の推進が遂には法を不要とする時代を招来するとはまでは明言していない点に、留意して置く必要がある。

それでは次に、こうした法目的を掲げるべき正当性の根拠は、如何なる所に求められているであろうか。先ず第一の君主権強化に関しては、以下の如き状況がその正当性の根拠とされている。

大臣挾愚汚之人、上與之欺主、下與之収利、侵漁朋黨、比周相與、一口惑主敗法、以亂士民、使國家危削、主上勞辱、此大罪也（孤憤篇）

凡姦臣皆欲順人主之心、以取親幸之勢者也（中略）此幸臣之所以得君主成私者也、故主必欺於上、而臣必重於下矣、此之謂擅主之臣、國有擅主之臣、則羣下不得盡其智力以陳其忠、百官之吏不得奉法以致其功矣（中略）故以私爲重人者衆、而以法事君者少矣、是以主孤於上、而臣成黨於下、此田成之所以弑簡公者也（姦劫弑臣篇）

国家の要路を占める重臣は、巧みに君主に取り入って信頼を得た後、君主の実権を奪って私腹を肥やし、群臣・百官を抱き込んで私党を結んで、君主を孤立させるのが常である。彼等は、国家の損失と引き換えに私利を獲得せんとし、遂には君主を弑逆して国家を己れの手中に収めることすら辞さない。このように、「君主の利は相い、与に異なる」（孤憤篇）と、君臣の利害は本質的に矛盾・対立する性格を持ち、その結果、姦臣による国家の傾覆、君位の篡奪が横行するのが戦国の現状である。そうであれば、重臣を制御・抑圧して、国家の安全を図り、君主権の確立を実現することは、疑う余地のない現下の急務の管であって、これこそが君主強化なる法目的の正当性を根拠づけるのである。

また、耕戦の奨励による富国強兵の実現といった法目的の正当性は、

秦帝国の法治主義（浅野）

以下の如く提示される。

(1) 従者合衆弱以攻一強也、而衡者事一強以攻衆弱也、（中略）今人臣之言衡者皆曰、不事大則遇敵受禍矣、事大未必有實、則舉圖而委地、效璽而請兵矣、獻圖則地削、效璽則名卑、地削則國小、名卑則政亂矣、（中略）人臣之言従者皆曰、不救小而伐大、則失天下、失天下則國危、國危而主卑、救小未必有實、則起兵而敵大矣、救小未必能存、而交大未必不有疏、有疏則爲強國制矣、出兵則軍敗、退守則城拔、救小爲従、未見其利、而亡地敗軍矣（五蠹篇）

(2) 夫王則能攻人者也、而安則不可攻也、強則能攻人者也、而治則不可攻也、治強不可責於外、内政之修也、今不行法術於内、而事智於外、則不至於治強（中略）治強易爲謀、弱亂難爲計、（中略）周滅於従、衛亡於衡也、使周衛緩其従衡之計、而嚴其境内之治、明其法禁、必其賞罰、盡其智力、以多其積、致其民死、以堅其城守、天下得其地則其利少、攻其國則其傷大、萬乘之國、莫敢自頓於堅城之下、而使強敵裁其弊也、此必不亡之術也（同）

韓非は(1)に於て、当時盛行した合従と連衡に解説を加える。六国が連合して秦に対抗せんとする合従策、秦に臣従してその尖兵となり、自国のみは秦の攻撃を免れんとする連衡策、いずれにせよそれは、一強六弱の国際状況の下、自国の滅亡を如何にして防ぐか、との苦悩が生み出した計謀に他ならない。合従・連衡を解説する韓非の言の背後には、疲弊し切った国力を総動員して最後の死闘を繰り広げる、凄惨な戦国最末の状況が浮び上ってくる。これこそが、自己の法思想を構築するに当り、韓非が踏まえざるを得ぬ理論的前提条件であった。そして韓非は、「図を獻すれば則ち地削られ、璽を效せば則ち名卑し」「兵

を出だせば則ち軍敗れ、退き守らば則ち城抜かる」と連衡策の不利を、「兵を起して大を敵にす。小を救うも未だ必ずしも存すること能わず」「地を亡い軍を敗る」と合従策の不利を、各々指摘し、兩者の有効性を共に否定し去る。

それでは、苛烈な戦国の世に、真に自国を存続させ得る方策は何か。(2)に於て韓非は、「治強は外に責む可からず。内政の修なり」と、實力の伴わぬ外交的駆け引きのみでは相手に足元を見透かされ、所詮は自国を強大国の侵略から守り切ることはできず、法治による自国の富強こそ、生存のための唯一の方策であると断言する。「其の法禁を明にし、其の賞罰を必にし、其の智力を尽して、以て其の積を多くし、其の民の死を致して、以て其の城守を堅くす」るならば、侵攻作戦の頓座と持久戦による戦力の損耗、疲弊に乗じた敵国の参戦等を恐れ、強国も必ずや侵略を断念するであろうからである。

このように観てくると、韓非が法目的の一つに掲げた富国強兵の実現は、戦国の外的状況によって、その必然性・正当性の根拠が導き出されていることが判明する。無論これは、「今の世は、疆国は兼并に事め、弱国は力守に務む」(『商君書』開塞篇)との外的状況から、富国強兵を法目的に措定した、商鞅の法思想の継承と言える。

韓非の掲げる法目的の中には、更に安寧な社会生活の保障が含まれていたが、この目的自体は、凡そ万人がその正当性に異議を唱えざる自明の理であって、殊更にその正当性を力説・論証すべき性質のものではない。むしろこの目的については、次に検討する形式としての法の正当性との関係が重要な問題となる。

韓非は、法の諸目的を上記の如く設定した訳であるが、それでは、

それらの目的は、何故に他の手段によってではなく、法なる形式で実現されなければならぬのであろうか。以下にこの点に関する資料を列挙してみる。

(1) 古者丈夫不耕、草木之實足食也、婦女不織、禽獸之皮足衣也、不事力而養足、人民少而財有餘、故民不爭、是以厚賞不行、重罰不用、而民自治、今人有五子、不爲多、子又有五子、大父未死而有二十五孫、是以人民衆而貨財寡、力勞而供養薄、故民爭、雖倍賞累罰、而不免於亂(五刑篇)

(2) 今有美堯舜湯武禹之道於當今之世者、必爲新聖矣、是以聖人下期修古、不法常行、論世之事、因爲之備、(中略)今欲以先王之政治當世之民、皆守株之類也(同)

(3) 今儒墨皆稱、先王兼愛天下則視民如父母、何以明其然也、曰、司寇行刑、君爲之不舉樂、聞死刑之報、君爲流涕、此所舉先王也、夫以君臣爲如父子則必治、推是言之、是無亂父子也、人之情性莫先於父母、皆見愛、而未必治也、雖厚愛矣、奚遽不亂、今先王之愛民、不過父母之愛子、子未必不亂也、則民奚遽治哉、且夫以法行刑、而君爲之流涕、此以效仁、非以爲治也、夫垂泣不欲刑者仁也、然而不可不刑者法也、先生勝其法、不聽其泣、則仁之不可以爲治亦明矣、且民者固服於勢、寡能懷於義、(中略)民者固服於勢、勢誠易以服人、(中略)夫以父母之愛、鄉人之行、師長之智、三美加焉、而終不動、其脛毛不改、州部之吏、操官兵、推公法、而索姦人、然後恐懼、變其節、易其行矣、故父母之愛、不足以教子、必待州部之嚴刑者、民固驕於愛、聽於威、(中略)故明王峭其法、而嚴其刑也(同)

(4) 今人主處制人之勢、有一國之貴、重賞嚴誅、得操其柄、以修明術之所燭、雖有田常子罕之臣、不敢欺也、奚待於不欺之士、今貞信之士、不盈於十、而境內之官、以百數、必任貞信之士、則人不足官、則治者寡而亂者衆矣、故明主之道、一法而不求智、固術而不慕信、故法不敗、而羣臣無姦詐矣(同)

(5) 明主用其力、不聽其言、賞其功、必禁無用、故民盡死力以從其上、夫耕之用力也勞、而民爲之者、曰、可得以富也、戰之事也危、而民爲之者、曰、可得以貴也、今修文學、習言談、則無耕之勞、而有富之實、無戰之危、而有貴之尊、則人孰不爲也、是以百人事智、而一人用力、事智者衆則法敗、用力者寡則國貧、此世之所以亂也、故明主之國、無書簡之文、以法爲教、無先王之語、以吏爲師、無私劍之捍、以斬首爲勇、是以境內之民、其言談者必軌於法、動作者歸之於功、爲勇者盡之於軍、是故無事則國富、有事則兵強(同)

(6) 夫聖人之治國、不恃人之爲吾善也、而用其不得爲非也、恃人之爲吾善也、境內不什數、用人不得爲非、一國可使齊、爲治者用衆而舍寡、故不務德而務法、(中略) 不恃賞罰而恃自善之民、明主弗貴也、何則、國法不可失、而所治非一人也、故有術之君、不隨適然之善、而行必然之道(顯学篇)

先ず(1)では、富の生産が人口の増加に追いつかず、ために社会は險悪化の一途を辿ってきた、この時代の推移が述べられる。「人民少くして財は余り有る」古代にあっては、人民は利を争わず、従って法や厚賞嚴罰を用うべき必要性がなかったのに反し、「人民衆くして貨財寡く、力劣するも養を供すること薄き」現代に於ては、人民は利を争って止むことがない。そこで(2)に於て韓非は、仁義道德は古き善き時代

にのみ通用した統治原理であって、この苛烈な現代に於て、「当世の民」を統治して社会秩序を維持し得る手段は、唯一法治のみである、との結論を提出する。

(3)もまた別の角度から、愛や仁義によって民を慰撫し、それで以て社会の平安を実現せんとする儒墨の主張に対し、それが全くの錯誤であると非難を加える。愛による教導には一向に耳を貸さぬ反面、権力の威勢には容易に服従するのが民の偽らざる情性である、との人間理解に基づき、民を教化して治安を保たんとすれば、「其の法を峭しくして、其の刑を嚴しくす」ることこそ最上の手段であると、韓非は法治の必然性・正当性を説明する。このように韓非は、社会秩序維持なる目的を達成する手段が、何故に唯一法治でなければならぬのかを、時代の変化と人民の性向といった二重の理由によって論証した訳である。

次の(4)に於ては、君主権強化なる目的を実現する手段として、何故に法術なる形式を選択しなければならぬのか、その必然性が語られる。人間の個人的資質として、生来君主に忠実に仕えんとする「貞信の士」は、皆無ではないとしても、その数は極めて少いと見積らなければならない。故に、「欺かざるの士」のみを募って官僚に任用せんとすれば、たちまち極度の人材不足に陥り、統治機構の組織に窮してしまふ。とすれば、もともと忠良な資質でないことを承知の上で臣下・官僚に任用しつつ、なお彼等の姦詐を鎮圧して、君権強化を成し遂げる方策を考察せざるを得ぬであろう。そしてこの場合は、臣下・官僚の大半が「欺かざるの士」でもなければ「貞信の士」でもないこと、即ち彼等への徹底した不信がそもそも理論的前提である以上、その手段は

必然的に、「法を一にして智を求めず、術を固くして信を慕わざ」る内容とならざるを得ぬのである。これが、君権強化なる目的達成の手段・形式としての法治の必然性・正当性を提示せんとする、韓非の論理展開である。

更に(5)に於ては、富国強兵なる目的と法治なる手段とが結合すべき必然性が解説される。農耕は激しい労働を伴い、戦闘は死の危険を伴う。そもそも苛酷な労働と危険極まる戦闘とは、人間の大多数が厭い免れんと願う行為であるが故に、民の自発性には全く期待できず、法・賞罰による勸奨ないし強制以外には、富国強兵が達成されぬのは明白である。従って統治者は、予め法によって、民が富貴を獲得し得る方途を、耕戦にのみ限定して置く必要がある。そうすれば、「境内の民、其の言談する者は必ず法に軌い、動作する者は之を功に帰し、勇を為す者は之を軍に尽くし」て、「事無ければ則ち国富み、事有らば則ち兵強し」との効果もたらされる。韓非はこうした論理によって、富国強兵なる目的を実現する手段・形式としての、法治の必然性・正当性を主張するのである。

以上、韓非の法思想に於て、形式・手段としての法の正当性が如何に論証されているかを検討してきた。彼の論証の中、時代状況の変化による正当化は、もとより『商君書』開塞篇の思想を継承し拡充させたものであるが、一方で商鞅には見られなかった要素も登場してきている。それは、「民は固より勢に服し、能く義に懐くもの寡し」等といった論調である。これは民の本来的性向にまで踏み込んだ発言で、かかる前提に立つならば、法治なる形式・手段は、単に現今の世に於ける便法に止まらず、いつの時代にも適用すべき普遍的・永続的手段

とならざるを得ない。韓非が「今、貞信の士は、十に盈たず」(4)とか、「人の吾が為に善くするをたまはば、境内に什をも数うべからず」(6)等と述べる場合も、一見現状の描写の如くであるが、実はそれに止まらず、基本的な人間の性向規定へと進む契機も多分に孕むものとなっている。こうした人間理解を基盤に、徳治を「適然」(6)として退け、法治を「必然之道」(6)と断定するならば、もはや法治は時代的制約から解き放たれ、永続的正当性をさえ所有しかねないのである。商鞅が、「刑を籍りて以て刑を去る」と、法治が乱世に於ける一時的手段であることを明言するのに対し、韓非がそうした表現を一切行っていない点を考え合わせるとき、先の思考は、法治の正当性の問題を廻り、商鞅と韓非の間に重大な質的変化が生じてきていることを窺わせるものであろう。

以上で目的と形式の正当性に関する考察を終え、続いて法内容の正当性の問題に移ることとしたい。たとえ法の掲げる国家目的が正当であり、またその目的を達成する手段・形式としての法の正当性が論証されたとしても、そのみで具体的法内容の正当性が確保されたことにならぬ点は、上述した如くである。しからば韓非は、法の条文個々の具体的内容が正当である根拠を、一体どこに求めているであろうか。既に目的と手段・形式の正当性が保証されるとすれば、法内容が正当であるか否かは、法内容が実際に目的達成のための最上の有効性を備えているか否か、即ち法内容と法目的との適合性如何にかかってくる。そして、法律個々の内容をそれぞれが指向する目的に適合させるのは、法の制定者、つまり君主に他ならない。とすれば、法内容の正当性の根拠は、結局は立法者たる君主の個人的能力に帰着せざる

を得ぬであろう。そこで韓非の法思想に於ては、君主が卓越した賢智の持主であることが、法治の正当性を主張する上での要らざる大前提とされる。以下にその例証を挙げてみる。

- (1) 明主者使天下不得不爲己視、天下不得不爲己聽、故身在深宮之中、而明照四海之內（姦劫弑臣篇）
- (2) 聖人者、審於是非之實、察於治亂之情也、故其治國也、正明法、陳嚴刑（同）
- (3) 聖人爲法國者、必逆於世而順於道德、同於義而異於俗（同）
- (4) 聖人之治國也、賞不加於無功、而誅必行於有罪者也、然則有術數者之爲人臣也、固左右姦臣之所害、非明主弗能聽也（同）
- (5) 操法律之數、行重罰嚴誅、則可以致霸王之功、（中略）伊尹得之、湯以王、管仲得之、齊以霸、商君得之、秦以彊、此三人者、皆明於霸王之術、察於治彊之數、而不以牽於世俗之言、適當世明主之意、則有直任布衣之士、立爲卿相之處（同）
- (6) 明王峭其法、而嚴其刑也、（中略）故明主必其誅也、是以賞莫如厚而信、使民利之、罰莫如重而必、使民畏之、法莫如一而固、使民知之（五蠹篇）
- (7) 明主之道、一法而不求智、固術而不慕信、故法不败、而羣臣無姦詐矣（同）
- (8) 明主之國、無書簡之文、以法爲教（同）
- (9) 不恃賞罰而恃自善之民、明主弗貴也、何則、國法不可失、而所治非一人也、故有術之君、不隨適然之善、而行必然之道（顯學篇）
- (10) 儒者飾辭曰、聽吾言則可以霸王、此說者之巫祝、有度之主不受也、故明主舉實事、去無用、不道仁義（同）

秦帝国の法治主義（淺野）

韓非はこれらの資料に於て、君主に対し「聖人」「明王」「明主」であるよう、繰り返し要請する。こうした現象は、前述した如く、法内容の正当性の根拠を、結局は立法者たる君主の個人的賢智に帰さざるを得ぬ事情の反映に他ならない。ただし留意すべきは、前掲資料の大半に於ては、「聖人」「明王」「明主」等が、法律の士を受容して法治を国家運営の方針に採用する君主を指し、必ずしも直接に立法作業を行う賢智までも含めて、「明主」であると要求している訳ではない点である。僅かに(2)で、「聖人は、是非の実に審らかにして、治乱の情に察なり。故に其の国を治むるや、明法を正し、嚴刑を陳ぬ」と言われる場合が、君主が自ら状況を判断して、それに対処すべく直接に立法する如く説かれる事例であるが、全体から観ればむしろこれは稀な部類に属する。

それでは、韓非の法思想が、法内容の正当性の根拠を君主の賢智に求めざるを得ない構造を持ち、事実君主に対し、常に「聖人」「明主」であるよう要請し続けるにもかかわらず、何故に韓非は、君主に対し自らの能力を駆使して法内容を制定せよ、とまでは主張せぬのであろうか。

その原因は、君主に「聖人」「明主」であると求めながらも、一方に於て韓非が、現実の君主が必ずしも自ら立法し、法治により国政を運営し得るだけの才能の持主ではない現状を、充分に認識していた所にある。韓非自身が、「今、世主は皆輕く重罰嚴誅を積て、愛恵を行いて、霸王の功を欲するも、亦た幾む可からず」（姦劫弑臣篇）とか、「国を破り主を亡みして、以て言談者の浮説を聴く。此れ其の故何ぞや。是れ人君公私の利を明らかにせず、当否の言を察せずして、誅罰

其の後に必せざればなり」（五嘉篇）等と慨嘆する如く、現実の君主の大半は、自ら法を制定・運用する能力はおろか、現代が法治を採用すべき時代か否かの状況判断を下す能力すらおぼつかない、全く凡庸な連中ではない。そこで韓非は、法治を実行する「明主」の出現を期待する理念と、君主の賢智に法治の一切を委ね難い現実との矛盾に直面せざるを得ぬこととなる。

この矛盾を解決する方策として、韓非は「智術之士」「能法之士」を新たに登場させる。

智術之士、必遠見而明察、不明察、不能燭私、能法之士、必強毅而勁直、不勁直、不能矯姦、（中略）重人也者、無令而擅爲、虧法以利私、耗國以便家、力能得其君、此所爲重人也、智術之士、明察聽用、且燭重人之陰情、能法之士、勁直聽用、且矯重人之姦行、故智術能法之士用、則貴重之臣必在繩之外矣、是智法之士與當塗之人、不可兩存之仇也（孤憤篇）

法術之士、操五不勝之勢、以歲數而又不得見、當塗之人、乘五勝之資、而且暮獨説於前、故法術之士、奚道得進、而人主奚時得悟乎（同）

ここで、国政の実権を奪って君位を脅かさんとする「貴重之臣」「當塗之人」に対抗し、法治を推進する役割を担わされているのは、君主自身ではなくして「法術之士」である。つまり韓非は、実際に法を制定し運用する能力を、「智術」「能法」といった「法術之士」の才能・賢智に負わせたのである。この論理によれば、君主には最低限法治の必要性を認識し、「法術之士」を任用せんとする判断力さえ備っておれば良い訳で、「聖人の必ず法令を為るや」（商君書）定分篇「聖人の

国を為むるや、俗を觀て法を立つれば則ち治まる」（同・算地篇）等とする商鞅の場合とは異なり、必ずしも自ら立法する賢智までは要求されないこととなる。従って、韓非に於ける法内容の正当性の根拠は、究極的には実際に法案作製の任に当る「法術之士」の賢智に帰着し、君主の賢智はそれに対し間接的にしか参与しないと見える。そして、かかる操作を施せば、韓非自身が「是れ人主の必ず仲尼に及ばんことを求むるなり。（中略）此れ必ず得ざるの數なり」（五嘉篇）と非難する如き、現実の君主の有様を無視して、君主の卓越した個人的賢智に統治の關鍵を委ねんとする空想性・偶然性から免れ得ることともなる。

だが、これによって問題がすべて解決された訳ではない。上述した韓非の理論も、「人主の左右は、必ずしも智ならず。人主は人の智とする所有るに於て之に聴き、因りて左右と其の言を論ず。是れ愚人と智を論ずるなり。人主の左右は、必ずしも賢ならず。人主は人の賢とする所有るに於て之に礼し、因りて左右と其の行を論ず。是れ不肖と賢を論ずるなり。智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程らるれば、則ち賢智の士羞じて、人主の論は悖る」（孤憤篇）との言に端的に示される如く、法内容の正当性の根拠を、全く「法術之士」の個人的賢智に託すものに他ならない。そのため韓非は、「法術之士」が「必ず遠見にして明察」であり、「必ず強毅にして勁直」であるとの理論的前提を強調する必要性に迫られる。しかしながら、それが飽くまでも個人的賢智に過ぎない以上、「必ず」そうであるとの保障はどこにもなく、所詮は主観性を免れ難い。何人にもその厳守を強制する国法の正当性の根拠が、実は君主に代り立法する特定の「法術之士」の個人的賢智にある、と言うのでは、到底万人を承服させ得るだけの客観

性を保持し難いであろう。

しかも韓非の法思想は、こうした法内容の正当性の問題以前に、そもそも法治が実際に採用されるか否かが、一重に「明主」「明主」の出現如何にかかっているとの難問を抱えていた。即ち韓非の法思想は、「法治之士」の個人的賢智の信頼性と、法治主義を採用し「法治之士」を任用・庇護する「明主」の出現、といった二重の仮定の上に、初めてその成立が可能となるのであり、新たに「法治之士」を介在させてはいるものの、基本的にそれは、君主の賢智に法の正当性の根拠を求めんとした商鞅の路線の継承に他ならない。故に韓非の法思想もまた、かつて申不害や慎到が批判して止まなかった、君主の賢愚により治乱が左右される偶然性・不安定性より、依然として脱却していかないのである。

これまで、主に法の正当性の観点から、韓非の法の性格を検討してきたが、最後に彼の法が持つ術的性格について付言して置きたい。韓非が使用する「法治」概念は、法と形名参同術との連称を意味する場合と、法による誘導技術を指す場合とがある。前述の如く、韓非の法は、姦臣の摘発による君主権強化や、民に対する耕戦の奨励による富国強兵等を、その目的として設定している。そこで法の規定内容には、「利害の道を設け、以て天下に示す」「人をして我に為さざるを得ざらむるの道を有つ」（姦劫弑臣篇）と、予め厚賞嚴罰により臣民を君主への服従や耕戦の励行へと誘導せんとする、統治者の意図が濃厚に込められることとなる。

そもそも、こうした法による誘導技術といった要素は、商鞅の法思想の特色であったが、商鞅の場合は君主権強化がとり立てて法の目的

秦帝国の法治主義（浅野）

に掲げられなかったため、法による誘導技術は、君主と臣下が一体となって民に施すものとされていた。これに対し韓非は、「君に必ず明法有り」（『申子』佚文）「我が法は離す可からず」（『慎子』佚文）と、法を君主の占有とする申不害や慎到の法思想を承け、法による誘導技術の行使者を、「君上之法」「主法」（姦劫弑臣篇）と君主一人に限定した上、法によって誘導すべき対象を民から更に群臣・百官まで拡大し、君権強化の目的実現を図っている。従って、韓非の法が持つ術的性格は、基本的には商鞅の法思想を継承しつつ、商鞅に欠けていた君権強化の要素を新たに補って発展させた形態と見ることが出来る。

以上で法に対する考察を一応終えて、次に形名参同術の検討に移りたい。先ず以下に、形名参同術に関する資料を掲げてみる。

- (1) 智術之士、明察聽用、且燭重人之陰情、（中略）今人主不合參驗而行誅、不待見功而爵祿、故法治之士、安能蒙死而進其說、姦邪之臣、安肯乘利而退其身、故主上愈卑、私門益尊（孤憤篇）
- (2) 夫姦臣得乘信幸之勢、以毀譽進退羣臣者、人主非有術數以御之也、非參驗以審之也、必將以曩之合己信今之言、此幸臣之所以得欺主成私者也、故主必欺於上、而臣必重於下矣（姦劫弑臣篇）
- (3) 夫有術者之爲人臣也、得效度數之言、上明主法、下因姦臣、以尊主安國者也、是以度數之言得效于前、則賞罰必用于後矣、人主誠明於聖人之術、而不拘於世俗之言、循名實而定是非、因參驗而審言辭、是以左右近習之臣、知僞詐之不可得安也（同）
- (4) 若夫賢良自信之行者、必將責不欺之士、責不欺之士者、亦無不欺之術也、布衣相與交、無富貴以相利、無威勢以相懼也、故求不欺

之士、今人主處制人之勢、有一國之貴、重賞嚴誅、得操其柄、以修明術之所燭、雖有田常子罕之臣、不敢欺也、（中略）故明主之道、一法而不求智、固術而不慕信、故法不敗而羣臣無姦詐矣、今人主之於言也、說其辯而不求其當焉、其用於行也、美其聲而不責其功焉（五篇篇）

(1)に「参験を合して誅を行う」「見功を待ちて爵禄す」と、また(2)に「術数以て之を御す」「参験以て之を審らかにす」等とある如く、韓非は実際の結果と当初の発言とを照合する技術により、臣下の陰謀・姦詐を摘発すべきことを説く。続く(3)では、「名実循いて是非を定め、参験に因りて言辞を審らかにす」と、参験術の内容がより具体的に示されている。無論これは、既に解説した申不害の形名参同術を導入したものである。ただし申不害の場合は、形名参同術と法との結合が稀薄であり、形名参同術はほとんどそのみで独立する統治手段であるかの觀を呈していた。『韓非子』定法篇が、申不害には術のみがあつて法が存在しなかつたかの如く述べる点を前に指摘したが、そうした評価を生ずる原因の一つは、この法と形名術との結合の稀薄さにあるろう。これに対して韓非の場合は、「度数の言前に效すを得ば、則ち賞罰必ず後に用いらる」(3)とか、「今、人主は人を制するの勢に処り、一國の貴を有ち、重賞嚴誅、其の柄を操るを得て、以て明術の燭らす所を修む」「法を一にして智を求めず、術を固くして信を慕わず、故に法敗れずして群臣姦詐無し」(4)等と、形名参同術は常に法や厚賞嚴罰、君主の権勢等の諸要素と密接に複合した形態で登場する。これは韓非が、賞罰を伴う術的法により誘導・強制するとの要素を商鞅から受け継ぎ、更に慎到より勢理論を取り込んで、形名参同術と結合さ

せたからである。こうした操作によつて形名参同術は、形名術に委ねれば自動的に臣下を督責でき、君主は賢智に基づく繁雜な判断をせず、に無為・無事でいられる、といった申不害の段階から、法・賞罰による威嚇を背景に、より積極的に君主権への絶対的服従を強制する段階へと、その威力を増大させたのである。しかもこの法・賞罰と形名術との結合は、韓非の法が、その対象を民から臣下にまで一挙に拡大する事態をも可能としたのである。

このように、形名参同術が既に術的法と深く結合されている点に象徴される如く、韓非の説く「術」は必ずしも形名参同術のみを指す概念ではなく、より広汎な内容を包摂するものとなっている。

(1) 目必不任其數、而待目以爲明、所見者少矣、非不蔽之術也、耳必不因其勢、而待耳以爲聰、所聞者寡矣、非不欺之道也、明主者使天下不得不爲己視、天下不得不爲己聽、故身在深宮之中、而明照四海之中（姦劫弑臣篇）

(2) 無捶策之威、銜檄之備、雖造父不能以服馬、無規矩之法、繩墨之端、雖王爾不能以成方圓、無威嚴之勢、賞罰之法、雖堯舜不能以爲治、（中略）操法術之數、行重罰嚴誅、則可以致霸王之功、治國之有法術賞罰、猶若陸行之有犀車良馬也、水行之有輕舟便檣也、乘之者遂得其成（同）

(3) 嚴其境內之治、明其法禁、必其賞罰、盡其智力、以多其積、致其民死、以堅其城守、（中略）此必不亡之術也（五篇篇）

先ず(1)で「蔽われざるの術」と言われる術とは、具体的には商鞅の創出した告姦の制を指している。故にこの場合の術は、韓非が「此れ亦た天下をして必ず己れの為に視聽せ使むるの道なり。至治の法術已に

明らかなり」と規定する如く、臣下を主な対象とする形名術ではなくして、専ら民衆を対象とした法・賞罰による誘導技術の意味である。

また(2)では、「威嚴之勢」「賞罰之法」「法術之數」「重罰嚴誅」「法術賞罰」等が、互換性を共有する概念として、「捶策之威」「銜檄之備」「規矩之法」「繩墨之端」「犀車良馬」「輕舟便楫」等の人工的技術に譬えられている。韓非がこれらを一括して、「霸王之術」「治彊之數」と換言する点からも明瞭な如く、ここでの術とは、勢・形名術・術的法・賞罰等の諸要素をことごとく包括する、一定の機能を秘めた統治技術の意である。

更に(3)に於ても、法治により耕戦を奨励し、富国強兵を実現して国力を充実させる営為が、「必ず亡ばざるの術」と規定され、術は国家を滅亡より救う統治技術全体を指す総称として使用されている。

このように、韓非の使用する術概念の内容は多岐に亙るが、最も広義には、「有術之君、不隨適然之善、而行必然之道」(顯學篇)との用例の如く、一定の経路・機構を内蔵し、それを作動させることにより、確実に一定の効果を挙げ得る必然的技術全般を指す総称概念である。故に韓非にあつては、形名參同術はそうした技術群の一種として、術全体の中に部分的地位を占めるに過ぎず、この点が、単純に法と形名術とを並置するに止まっていた、申不害の法術思想と大きく異なるのである。

以上で術に対する考察を一応終えて、続いて勢の検討に移ることとしたい。先づ以下に、勢に関する資料を挙げて置く。

(1)身在深宮之中、而明照四海之中、而天下弗能蔽、弗能欺者何也、

秦帝国の法治主義(浅野)

闇亂之道廢、而聰明之勢興也、故善任勢者國安、不知因其勢者國危(姦劫弑臣篇)

(2)世之學術者、説人主不曰乘威嚴之勢、以困姦妄之臣、而皆曰仁義惠愛而已矣(同)

(3)無威嚴之勢、賞罰之法、雖堯舜不能以為治(同)

(4)民者固服於勢、勢誠易以服人、故仲尼反為臣、而哀公顧為君、仲尼非懷其義、服其勢也、故以義則仲尼不服於哀公、乘勢則哀公臣仲尼、今學者之説人主也、不乘必勝之勢、而務行仁義、則可以王(五蠹篇)

勢とは、「人を制するの勢」(五蠹篇)とも言われる如く、他者を屈服させ得る勢力・権勢を指す。前掲資料(1)は、告姦の制を敷き、あらゆる情報を君主一人が独占・掌握すべしとの論旨であるが、そうしたやり方が「勢に任ず」とか「其の勢に因る」とも表現されるのは、術的法や厚賞嚴罰により全土に告姦を強制できる権力の源泉が、君主の地位にあるからに他ならない。また(2)や(3)で説かれる「威嚴の勢」も、やはり法や賞罰、形名參同術等を発動して、他者を屈服させ得る君主の権勢を意味する。

かつて慎到は、「堯も匹夫為らば、其の鄰家をして化せ使むること能わず」「賢は以て不肖を服するに足らずして、勢位は賢を屈するに足る」(『慎子』威德篇)と断言し、君主の賢智・徳義は他者を屈服させる手段とは何らなり得ず、ただ君主の勢位・権勢こそが、真に臣民を服従させ得る力の根源であると主張した。韓非は慎到よりこうした勢理論を取り込み、やはり「民は固より勢に服す。勢は誠に人を服し易し」「勢に乗ずれば則ち哀公も仲尼を臣とす」(4)等と、他者を支配で

きる原因が、君主の徳義ではなくして勢位にのみあることを強調するのである。

ただし慎到と韓非との間には、重要な相違点も存在する。慎到の勢が漠然とした自然の勢ではなく、人工的に構築された必治の態勢であることは前述した如くであり、この段階までは、「必勝の勢に乗せん」(4)とする韓非の勢も同様の性格を示す。しかしながら慎到の勢理論は、もともと「人は自ら為さざるは莫し」(『慎子』因循篇)といった、一種の人間存在に対する信頼感を前提に組み立てられている。そこで彼の勢理論は、臣下・官僚の実務能力や民衆の自活能力に業務を委託し、その成果を利用することによって、無事・無為なる効率的統治を達成せんとする所に目的があり、権勢・勢位はそうした委託や利用を君主に可能ならしめる手段として位置づけられていた。このように慎到の勢理論に於ては、君主が勢より自動的統治効果を受せんとする所に主眼があるため、権力の介入を務めて排除して、自主性の發揮や分業制による省力化が図られることとなり、必然的にその勢は、術的法や厚賞嚴罰とは結び付き難い性格を有していた。これに反して韓非の勢理論は、「臣の利は無能なるも事を得るに在り」(孤憤篇)「賞罰を恃まざるして自ら善くするの民を恃むは、明主は貴ばず」「民智の用うるに足らざるや亦た明らかなり」(顯學篇)といった、人間存在への強い不信感を前提としている。そこで韓非の勢理論は、前掲資料(1)(2)(3)に明瞭な如く、臣民の自発性に委託しそれを利用せんとする方向を取らず、積極的に術的法・厚賞嚴罰・形名術等を發動して徹底的に介入し、それにより臣民すべてに君主の意志を強制せんとする方向へと進んでいる。統治の効率化は等しく韓非の唱える所でもあるが、決してそれ

は権力の過剰な介入を回避せんとする思考ではなく、逆に術的法・厚賞嚴罰・形名術等の多用による介入の効率化、管理の効率化を目指す主張に他ならない。そこで官僚機構の分業制に対しても、効率の問題よりも越権行為の禁圧といった観点から議論されるようになると共に、更に告姦制の導入に顕著な如く、単なる職分嚴守に止まらず、その上に相互監視体制の網がかぶせられるに至るのである。

以上の論述によって、元来は慎到の理論から出発した韓非の勢が、術的法・厚賞嚴罰・形名參同術・告姦制等と深く結合することにより、委託・利用から誘導・強制へと、その性格を大きく転換させている事情が諒解されたいであろう。

これまで、法・術・勢の三点を主軸に韓非の思想的特色を考察してきたが、ここで改めてその問題点を確認して置きたい。

申不害や慎到の法は、もともと君主の個人的賢智が抱える種々の欠陥を克服すべく、君主の賢智の代替手段として登場したものであった。故に法に求められる最大の機能は、権衡にも等しき嚴密な客観性であった。そこでこの系統の法思想では、法それ自体が持つ客観性の根拠を提示する必要がある訳で、法の客観性・正当性の根拠を何に求めるかが、以後主要な課題として追求されて行く。そしてこの動きが、やがて法の客観性・正当性の根拠を、宇宙の本体・根源たる老子の道に求めんとする道法思想を形成するに至る事情は、別稿に於て詳述した如くである。

これに対し 韓非の法は、基本的には商鞅の法を継承している。即ちその法は、他者を特定の目標へと誘導・強制するための技術であり、

元來が術的法として出発したものであった。そこで法には、その制定の時点から、立法者の誘導意図が露骨に込められる。もとより一般に法は、それが法である以上、必ず何らかの形で制定者の意図ないし理念を内含する術的存在である。しかしながら、たとえそうではあつても、申不害・慎到の系統の如く、法に込められる意図・理念が、君主をも含めたあらゆる人間の意志を超えた客観性である場合と、商鞅・韓非の如く、法に込められる意図・理念が、統治者の主観的誘導意図である場合とでは、法の性格に決定的な懸隔が生じてくる。何故なら前者に於ては、法は技術自体としては飽くまでも中立であり、制定後はすべての人間の意志を超えた必然として作動するのに対し、後者の法は、技術自体が既に特定の方向性を内在させており、それがもたらす必然は、予め立法者によって仕組まれた必然に他ならぬからである。商鞅や韓非が法の適用が厳正・中立であることを主張するのも、彼等の法が技術自体として中立であることを決して意味せず、予め仕組まれた必然の範囲内で、法の作動が一律であると言ふに過ぎないのである。<sup>(10)</sup>

そこで後者の法思想に於ては、法の正当性の根拠を、形式としての法自体が内在させる普遍的客観性には求め難く、法の正当性の論拠は、専ら外的状況がもたらす必然性に求められる。従つて韓非の法思想に於ては、既に商鞅がそうであつた如く、現今の外的状況の要請に対応すべく、法治を採用し運営する君主の個人的賢智が、法の正当性を主張する上での必須の前提条件となる。この点で、商鞅・韓非流の法思想は、君主の賢智を否定し続ける申不害・慎到の系統とは、まるで正反対の方向を歩み続けたのである。<sup>(11)</sup>

#### 秦帝国の法治主義（浅野）

そしてここに、二つの重大な疑念が生じてくる。先ず第一点は、法の正当性が外的状況にその多くを負っているとすれば、外的状況の変化如何によつては、法の目的や内容、引いては法治なる統治様式自体までも、根本的に変更せざるを得ぬ事態に立ち至るのではないか、との疑問である。事実商鞅は自らそれを認め、法治を乱世に於ける一時的統治様式であると規定していた。しかるに韓非は、最後までこの点に関する明言を回避しつつ、一方では法治が恰も人間の性向に由来する統治様式であるかの発言を繰り返す。しかも韓非は、嚴刑重罰なる統治手段も、その究極目標は、「群生の乱を救ひ、天下の禍いを去り」、「強をして弱を凌がず、衆をして寡に暴せず、耆老をして遂ぐるを得、幼孤をして長ずるを得、辺境をして侵されず、君臣相い親しみ、父子相い保んじて、死亡繫虜の患い無から使む」(姦劫弑臣篇)所にこそあると訴える。そしてこの誠に美わしい最終理念は、達成後も永遠に維持さるべきものであるが故に、これと前記の人間の本来の性向への不信が結び付くとき、法治は安寧なる理想社会の維持装置として、永続的正当性をも要求し始める可能性が生じてくる。即ち韓非は、法を彼自身が「義」とか「道徳」と表現する最終理念の下僕とすることにより、単なる法実証主義の枠を超えて、自然法の一種たる「道徳」<sup>(12)</sup>に法治の普遍的正当性を根拠づけんとする途を模索していたのである。<sup>(14)</sup>はたして法治は、外的状況との相関に於ける限定的正当性を保持するのみなのか、それとも險悪な人間性と美わしき道徳とにより、永続的・普遍的正当を保障されているのか。結局この深刻な疑問は、韓非自身も明確な解答を見い出せぬまま、後世に投げ出されたのである。<sup>(15)</sup>

また第二点は、君主の賢智が法の正当性の前提とされるのであれば、

君主の賢愚により法治の是非、及び国家の治乱が左右される偶然性・賭博性より免れられないのではないか、との疑問である。もとより韓非の思想は、申不害や慎到が盛んに賢智主義批判を展開した後形成されただけに、単純に君主の賢智に法治の成否一切を委ねようとはしていない。韓非は、法治の実際の運営能力は「法術之士」「賢智之士」（孤憤篇）に負わせ、君主には当世が法治主義を採用すべき時代であることを認識し、重臣の妨害を排除して「法術之士」を任用・庇護する賢智を要請するに止めている。しかしながら、これも所詮は便宜的方法に過ぎず、本質的には何ら問題は解決されていない。

韓非は、当今の君主達が法治の必然性を一向に理解しようとせぬ現状に対し、しきりに悲憤慷慨するが、彼の悲嘆自体が、たとえ上記の如き限定的賢智ではあっても、それを備える君主が実際に如何に稀少であるかを、雄弁に物語る。更に韓非は、一身の利害を顧みず、ひたすら法治の理念実現に挺身する「強毅にして勁直」な人格と、巧みに法治を運営する「遠見にして明察」な賢智とを兼ね備えた「法術之士」の存在を大前提とするが、かかる人物が常に存在する保障はどこにもなく、これも結局は、彼が己れの頭の中に描いた理論的仮定に過ぎない。従って、韓非は法治の正当性を支える賢智を、君主と「法術之士」とに分散させ、法治を両者の共同作業としたが、これは単に法の究極的根拠や法治の最終責任を曖昧にしただけであって、そもそも法治主義が採用されるか否か、採用後法治が理論通り運営され、法治が正当性を主張し得るか否か、これら一切の事柄が、君主と「法術之士」の個人的賢智如何にのみ左右される偶然性は、依然として全く解消されていないのである。

確かに韓非は、先行の法思想より術的法・厚賞嚴罰・形名參同術・勢理論等の諸要素を導入し、それらを緊密に連結した法思想の体系を完成させた。だが、「適然の善」を幻想として退け、一貫して「必然の道」を探求せんとし続けた韓非の精緻な理論も、実はその根底に、偶然性に一切を託さんとする大いなる幻影を宿していたのである。<sup>16)</sup>

以上本章では、商鞅・申不害・慎到・韓非と、先秦に於ける法思想の展開を辿ってきた。次章ではこれを踏まえつつ、商鞅・韓非系統の法術思想を統治方針とした、秦帝国の法治主義について検討することとしたい。

## 二

商鞅は、孝公三年（前三五九年）の第一次変法、及び孝公十二年（前三五〇年）の第二次変法により、秦国全土に徹底した耕戦至上体制を敷いた。この新たな国家体制は、商鞅の狙い通りの軍事的成功をもたらし、その法制は彼の死後も国是として承継されて、遂に秦を六国制圧の覇業へと導いたのである。まさしく商鞅の改革こそは、後の秦帝国の基礎を確立したものとと言えるが、戦国最末期、後に始皇帝となる秦王政の治世に至り、新たに韓非の法術思想が秦国内に移入される。

『史記』老莊申韓列伝は、韓非と秦との関わりを以下の如く記す。  
人或傳其書至秦、秦王見孤憤五蠹之書曰、嗟乎、寡人得見此人與之游、死不恨矣、李斯曰、比韓非之所著書也、秦因急攻韓、韓王

始不用非、及急、迺遣非使秦、秦王悅之、未信用、李斯姚賈害之、毀之曰、韓非韓之諸公子也、今王欲并諸侯、非終爲韓、不爲秦、此人之情也、今王不用、久留而歸之、此自遺患也、不如以過法誅之、秦王以爲然、下吏治非、李斯使人遺非藥、使自殺、韓非欲自陳、不得見、秦王後悔之、使人赦之、非已死矣

これによれば、かねて韓非の著書に心酔していた秦王政は、韓非を招来せんがため韓を攻撃せんとし、その結果韓非は、急拠韓王の使者として入秦する。しかし李斯と姚賈は、秦王に讒訴して彼を投獄させ、王に直訴せんとする韓非の望みを砕いた上、毒薬を送って韓非を自殺させた、と云う。二人の中、李斯はかつて共に荀況に学んだ韓非の同門であるが、姚賈と韓非の接触については、『戦国策』秦策五に、次のような記述が見える。

四國爲一將以攻秦、秦王召群臣賓客六十人、而問焉曰、四國爲一將以圖秦、寡人屈於内、而百姓靡於外、爲之奈何、群臣莫對、姚賈對曰、賈願出使四國、必絕其謀而安其兵、乃資車百乘金千斤、衣以其衣冠帶、以其劍、姚賈辭行、絕其謀、止其兵、與之爲交、以報秦、秦王大悅、封賈千戶、以爲上卿、韓非短之曰、賈以珍珠重寶、南使荆吳、北使燕代之間三年、四國之交未必合也、而珍珠重寶盡於内、是賈以王之權國之寶、外自交於諸侯、願王察之、且梁監門子、嘗盜於梁、臣於趙而逐、取世監門子、梁之大盜、趙之逐臣、與同知社稷之計、非所以厲群臣也、王召姚賈而問曰、(中略)秦王曰、乃可復使姚賈、而誅韓非

姚賈は秦王の命を恃びて諸国を廻り、四国が連合して秦を攻撃せんとする計画を破り、秦王より賞せられる。これに対し韓非は、秦王の威

勢と国家の財宝を利用して己れの名声を獲ているに過ぎぬと姚賈を非難し、更に姚賈の過去を暴いて彼を退けるよう進言する。しかし、姚賈の巧妙な弁明に接した秦王は、改めて彼を信任し、逆に韓非を誅殺する。

以上二つの記事に対しては、従来より種々の疑念が提出されている。前者については、秦王が韓非を入秦させたい一念で兵を興す不自然さと、この時秦が韓を攻撃したとの記録がない点、後者については、この時期に四国(恐らくは趙・燕・齊・楚)が連合して秦を攻撃せんとした記録が存在しない点、その主要な疑問点である。

しかし前者に関しては、実際に韓を攻撃したのではなく、攻撃意図を偽示したのみと解すれば、前記の不自然さも解消する。また後者に關しても、「四国の交、未だ必ずしも合せず」とある如く、それは単に机上の計謀として、一部にそうした画策が存在した、と見做すべきである。従ってこれらの資料は、あながち事実無根として一概に否定すべき性質のものではない。

むしろこれらの資料からは、秦の強圧の下、滅亡の危機に瀕した祖国を救うべく、使者として秦に赴き、懸命に韓の存続を図らんとした韓非の姿が浮び上ってくる。たとえ実現の可能性が薄いとしても、四国連合の動きが何らか継続している間は、秦はその対策に迫られ、その分だけ韓は秦の鋭鋒をかわして、当面の小康を得られる訳である。故に韓非が姚賈の活動を封せんと画策したについては、然るべき理由が存在している。とすれば、「非は終に韓の爲にして、秦の爲にせざらん」と、かかる韓非の心底を見抜いた李斯が、韓非に己れの地位を脅かされるのではないかとの恐怖心も手伝って、韓非の妨害に遭った

姚賈と結託し、韓非を死へ追いやることは、十分に想定し得る事態としなければならぬ。

かくして韓非は、秦の獄中に空しく斃れたのであるが、「秦王後に之を悔い、人をして之を赦さしむも、非は已に死せり」とある如く、かつて「寡人此の人を見、之と遊ぶを得ば、死すとも恨みず」とまで絶賛した韓非の法術思想への傾倒は、依然として秦王の胸中に強く生き続けたのである。

しからば秦王政は、韓非の法術思想の如何なる要素に、かくまでの魅力を感じたのであろうか。その最大の要因は、商鞅の思想に乏しかった君主権強化の理論であったと思われる。前述した如く、商鞅の法術は君臣が一体となって民に施す技術であって、そこには君主が法術を独占して群臣・百官を統御し、それにより君主権の絶対化を図らんとする側面が欠落していた。従って、商鞅が目指した耕戦体制を既に達成し、六国制覇を目前にした秦王政にとって、専ら君主権強化を説く韓非の理論は、来たるべき統一後の新たな方向・展望を指示するものと映ったであろう。かくして、戦国期の秦を支え続けてきた商鞅の法制及び法術思想の上部に、この時点で新たに韓非の法術思想が導入されたのであるが、この図式こそが、後の秦帝国の法治主義の基本的枠組みを構成することとなるのである。

紀元前二二一年、秦は最後に残った東方の斉を降して、六国を尽く併呑し、ここに史上空前の統一国家が形成される。いまや秦は、戦国七雄の一國から、中国世界全体の支配者へと、根本的な質的転換を遂げたのである。それでは、かかる政治体制の激変は、その法治主義に

如何なる影響を与えたであろうか。

従来の商鞅の法術思想に於ては、耕戦の奨励による富国強兵、及び社会治安の維持の二点が、主要な法目的とされてきた。そこへ韓非の法術思想が導入された結果、前記二点の上に、君主権の絶対化が第三の法目的として追加され、更に統一国家の樹立といった全く新たな状況の出現は、統一事業の遂行を第四の法目的として要請するに至る。以下これら四点の法目的に対し、主に法の正当性の根拠を廻る視点より、考察を進めてみる。

先ず、第一の耕戦体制により富国強兵を実現するとの法目的には、如何なる変化が生ずるであろうか。元来この法目的は、戦国の争乱状況を前提に、敵国の侵入を阻止して自国の安全を確保し、更に他国に侵襲して領土を拡大せんがために掲げられたものである。そこでこの法目的の正当性は、何よりも戦国期の分裂状態によって保障されてきた。しかるに、「今や皇帝并せて海内を一にし、以て郡県と為し、天下和平す」（『史記』秦始皇本紀）に至った以上、従前の形態のままこの法目的の正当性を根拠づける行為は不可能となる。

もとより統一が成った後も、旧六国の占領維持と反乱防止とは、秦に対し軍事力整備の論拠を提供し、また農業生産の拡大による富の蓄積も、依然として国家が追求すべき目標ではあり続ける。しかしながら、戦国期の切迫した状況と比較すれば、その必然性が大幅に低下し、たとえ前記の理由を以てしても、それは潜在的根拠の域に止まり、積極的に法目的の正当性を根拠づけるには不十分である。特に秦の占領下にある旧六国の民衆にとっては、占領行政の維持や反乱防止等の理由は、積極的にその正当性を受認すべき論拠とは実感されぬであろう。

始皇帝は、北は蒙恬を派遣してオルドスに匈奴を撃破し、南は越を征して南海・桂林・象郡三郡を設置し、東は箕氏朝鮮を攻め、西は流沙を越えて三十四県を新設するなど、度々大規模な外征軍を興し、四方に新たな外敵を設定して、恰も戦国期と擬似するかの状況を創り出さんとするが、これとても、主要な動機が皇帝権力の威信を増大させる所にある以上、万人にその必然性を認めさせる根拠としては、極めて説得力に乏しいと言わなければならない。このように、明瞭な外敵の消滅と共に、正当性の論拠の大半を喪いながらも、なお商鞅以来の耕戦体制を法術によって強要し続けるとき、その法治は、法の正当性の根拠を欠いた恣意的支配であるとの印象を、必然的に増して行かざるを得ぬのである。

次に、社会治安維持なる法目的については、どのような変化が生ずるのであるか。この法目的は、時代の如何を問わず、永続的正当性を説得し易い性格を備えていよう。だが問題は、どの程度までに治安を維持すべきか、その具体的手段の是非である。商鞅や韓非は、厳罰を伴う告姦・連座制により、徹底した治安維持を唱えるが、かくまで苛烈な強制手段に対し、敢えてその正当性を主張できる根拠は、やはり戦国の状況が強いる戦時体制に他ならない。「民に什伍を為して相いに収司連座せしむ。姦を告げざる者は腰斬す。姦を告ぐる者は敵首を斬ると賞を同じうす。姦を匿す者は敵に降ると罰を同じうす」(『史記』商君列伝)等といった告姦・連座の規定が、軍律と表裏一体の関係にあることが、この間の事情を如実に物語る。とすれば、統一によって戦国の争乱が終息し、「天下和平」が到来した後、それまでの言わば戦時法とも称すべき性格の治安維持手段は、はたして従前通りの形態

でその正当性を主張し得るであろうか。

無論、社会治安を確保し大帝國を維持し続けるといった理由が、その新たな必然性・正当性の論拠として登場する。それにしても、始皇帝自らが戦国期を「攻戦日に作り、野に流血す」る「乱世」と位置づけ、対する統一後の世界を、「天下を壹家とし、兵復た起こらず。灾害滅除せられ、黔首は康定にして、利沢は長久なり」(宋淳化四年長安重刻嶧山石刻碑文)と規定し、その差異を誇る以上、両時代間のかかる決定的な質的变化は、社会治安維持の手段に対しても、当然大きな変更を迫る筈である。しかるに、こうした時代状況の重大な変化を考慮せず、依然として戦国以来の戦時体制を踏襲せんとすれば、この場合もやはり、民衆がそれを必然性・正当性の根拠が薄弱な苛法と受け取るのは、当然の事態としなければならない。

また、第三の法目的である君主権強化に関しても、同様に正当性の論拠を変更する必要がある。そもそも韓非が、君主権強化を法の主要な目的に掲げた理由は、重臣が「法を虧きて以て私を利し、国を耗して以て家のためにし」、「主上卑しくして大臣重き」(孤憤篇)状態を生み出すため、君主は己れの権力の弱体なるが故に、富国強兵を目指しての強力な施策を遂行できず、その結果として国家は、内に姦臣による君位篡奪、外に敵国による侵略といった、二重の危機に暴されるからである。即ち君主権強化なる法目的は、「外に敵国の患い無く、内に乱臣の憂い無き」(姦劫弑臣篇)ことを期さんとするものであったが、統一国家の成立による敵国の消滅により、少くも「敵國之患」の側は、法が君主権強化を目的とすべき必然性・正当性の根拠から除かざるを得なくなる。そこで残る正当性の論拠は、国家内部の「亂臣

之憂」のみとなる。

しかも、戦国から秦帝国へと時代が大きく転換し、始皇帝が既に分裂国家の一君主を脱したことにより、「亂臣之憂」を解消さすべき理由もまた、一国家内部の篡奪防止から、万世一系の皇帝位の継承・保全へと転換して行かざるを得ない。この場合、所詮は一姓君主権を擁護せんとする法目的が、その正当性を万人に、とりわけ最近まで秦とは敵対関係にあって、秦の皇帝に対し何らの伝統的權威や忠誠心を感じずべき立場にない、旧六国の人間にまで承服させるためには、皇帝位の保全、引いては秦帝国の存続そのものが、旧国籍を問わず、汎く万人の福利に繋がることを、不断に了解させる必要がある。かくして君主権強化なる法目的の正当性は、外敵の脅威といった簡明にして有力な論拠を喪失し、皇帝及び帝国を、万人が己れに必要であり有益であると認めるか否かとの、君主権力にとって甚だ厄介な問題へと、変質・移行し始めるのである。

最後に、第四の法目的である統一事業の遂行について検討してみる。この法目的は、秦による中国世界の統一といった事態を承けて、全く新たに登場してきたものである。この点では、前三者とは基本的に性格が異なり、戦国期の終焉につれて正当性の根拠が消滅する性質のものではない。前二二一年、丞相綰と廷尉李斯の論争を承け、始皇帝は「天下共に戦闘に苦しみて休むが如きは、以て侯王有ればなり。宗廟に頼り、天下初めて定まる。又た復して国を立てば、是れ兵を樹うるなり。而して其の寧息を求むるは、豈に難からざるや」（『史記』秦始皇本紀）と裁定し、「天下を分かち以て三十六郡と為し」（同）て、封建制を廃し郡県制を施行する。更に始皇帝は、「法令は一統に由る」

「法度・衡石・丈尺を一にし、車は軌を同じうし、書は文字を同じうす」（同）と、法律制度や度量衡制度、及び車幅・文字等の統一政策にも着手する。これらの統一事業は、始皇帝自身が明言する如く、戦国の分裂状態の弊害を除去し、世界が再び分裂・争乱へと逆行する可能性を根絶せんとする所に、その正当性を支える最大の論拠が存在する。

もとより統一国家そのものが、多分に觀念の所産である以上、その必要性を痛感するのは、誰よりも秦帝国の支配者層であって、各地域に生活基盤をほぼ限定されている一般民衆が、彼等と同程度にその必要性を自覚することは、所詮望み得ない。そこで統一事業推進の理念が、とかく統治者側の独走に陥り易く、前述した正当性の論拠が必ずしも万人に受認されぬ事態は、当然に生じてこよう。しかしながら、たとえ「諸侯を以て郡県と為し、人人自ら安樂し、戦争の患い無し」（同）とか、「皇帝の徳は、四極を存定し、乱を誅し害を除き、利を興し福を致す。事を節するに時を以てし、諸産繁殖し、黔首は安寧にして、兵革を用いず」（『史記』秦始皇本紀引く琅邪白石刻碑文）等の讃辞が、かなりの誇張を含むとしても、戦国の争乱が終息して民衆に平和が訪れたこと自体は紛れもない事実であって、この状態を維持・永続せんとする点では、統一事業推進なる法目的の正当性は、やはり相応の説得力と論拠とを備えていたとしなければならない。

以上四点に亙り、法目的の正当性の根拠を考察してきた。秦帝国の掲げた法目的は、四者の中三者までが、戦国期の外的状況を前提とする商鞅・韓非流の法目的であり、戦国期の終結と統一帝国の出現により、既にその正当性の論拠の大半を喪っていた。このように、法目的の正当性の根拠を薄弱にしたまま、なお戦国期の影を引きずった形で

の法治が強行されるとき、そこには秦の法治に対する民衆の離反を招来する危険性が生じ始めるのである。

それでは次に視点を若干変えて、秦の皇帝権力と法術思想との関係について論ずることとしたい。秦帝国に至って、全く新たに出現した皇帝概念については、従前の天子概念との差異を主要な論点に、これまで種々の考え方が提出されてきている。それらの中で現在最も有力なのは、皇帝を煌々たる上帝、即ち地上に出現した上帝と見做す、西嶋定生氏の見解であろう。<sup>(20)</sup>そこで以下、西嶋説の是非を再考しつつ、皇帝の性格を如何に捉えるべきかを検討してみることとしたい。

最初に、『史記』秦始皇本紀が記す、皇帝なる称号が決定されるに到った経緯を、次に掲げて置く。

秦初并天下、令丞相御史曰、(中略)寡人以眇眇之身、興兵誅暴亂、賴宗廟之靈、六王咸伏其辜、天下大定、今名號不更、無以稱成功、傳後世、其議帝號、丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰、昔者五帝地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝或否、天子不能制、今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及、臣等謹與博士議曰、古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最貴、臣等昧死上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕、王曰、去泰、著皇、采上古帝位號、號曰皇帝、他如議、制曰、可、追尊莊襄王爲太上皇、制曰、朕聞太古有號毋諡、中古有號、死而以行爲諡、如此則子議父、臣議君也、甚無謂、朕弗取焉、自今已來、除諡法、朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至于萬世、傳之無窮

これによれば、秦王政が新たな称号を定めんとしたそもその動機は、「秦初めて天下を并す」「六王咸く其の辜に伏し、天下大いに定まる」との全く新たな状況を承け、その偉大な功業にふさわしい称号を定め、それにより空前の偉業を永く後世に伝えんとする所にある。即ち、新たな称号を創出すべき最大の必然性は、六国を覆滅して中国全土を平定した点にこそ存在するのであり、丞相・御史・廷尉等が、「昔は五帝の地は方千里、其の外は侯服・夷服にして、諸侯或いは朝して或いは否むも、天子は制すること能わず」「天下を平定し、海内は郡県と爲り、法令は一統に由る。上古自り以來未だ嘗て有らず。五帝の及ばざる所なり」と、秦王政と五帝との優劣を比較する場合も、比較の基準は、やはり統治領域の広狭、及び支配の徹底度に措かれている。李斯等は、こうした基準に照らして、秦王の功業を五帝を凌駕するものと結論づけた上、泰皇なる尊称を建議する。かかる試案を提出した彼等の意識は、先ず三皇五帝なる序列を想起し、次いで秦王を五帝より上位に置く必要から、三皇の筆頭である泰皇を秦王に配さんとしたものと解し得る。要するに彼等の意図は、ともかくも秦王を五帝の上位に位置づけんとする一点にのみ集中していたのであって、「最貴」以外には、泰皇なる名称自体に格別深刻な意義を込めた形跡は窺われない。ただしそうは言っても、泰皇が天皇・地皇の更上位者である以上、泰皇は宇宙の最高権力者を意味しており、もしこの尊号がそのまま秦王により裁可されていたならば、当初の意識如何を超えて、やがては秦帝国の支配者を宇宙の支配者と同じ視する可能性を生じたであろう。だが実際には、この泰皇なる称号は、秦王政の採用する所とはならなかった。秦王は、「秦を去りて皇を著け、上古の帝の位号を采りて、

号して皇帝と曰わん」と、自ら皇帝の名称を考案し裁決したのである。それでは、皇帝なる称号を考案した秦王の意識は、どのように解釈すべきであろうか。秦皇なる名称から秦を取り去って、皇のみを残し、それを帝の上に冠すれば、この時点で皇は、名詞から形容詞へと転用されたことになる。従ってこの場合の皇は、秦皇もしくは三皇にも匹敵すべき、といった意味合いの形容詞と理解すべきである。<sup>21)</sup>そもそも秦王政には、自己の功業を古代の五帝を遙かに凌ぐものとする自負心が存在する一方で、自己の功業はやはり帝の次元に位置するとの意識も、当初より根強く存在している。それ故にこそ、最初の下問の際に、「其れ帝号を議せ」と、予め帝号なる大枠を限定して指示したのであり、更には秦皇案を退けて、「上古の帝の位号を采る」ことに執着したのである。従って、皇帝なる称号の基本的性格は、飽くまでもそれが帝である点に存在するとしなければならぬが、しかし一方では、自己の覇業が従前の五帝を超えるとする自負心から、五帝よりも上位にあることを何らかの形で表示せんと意図したのであり、それが五帝の上位にあつた秦皇ないし三皇より皇字を取り入れた原因であろう。かくして、基本的には帝であるが、しかし帝の最高位であり、功業よりすれば秦皇もしくは三皇にも匹敵すべき帝である、との意味を込めた皇帝の称号が成立するに到つたのである。<sup>22)</sup>

それでは、皇帝概念の本質を規定する帝について、ここで改めてその意味を振り返ってみよう。李斯等がしきりに引き合いに出す古代の五帝は、そもそも如何なる存在として意識されていたのであろうか。次に、『史記』秦始皇本紀が引く山東琅邪台石刻碑文より、関係部分を抽出してみる。

六合之中、皇帝之土、西涉流沙、南盡北戸、東有東海、北過大夏、人迹所至、無不臣者、功蓋五帝、澤及牛馬、（中略）維秦王兼有天下、立名爲皇帝、（中略）古之帝者、地不過千里、諸侯各守其封域、或朝或否、相侵暴亂、殘伐不止、猶刻金石、以自爲紀、古之五帝三王、知教不同、法度不明、假威鬼神、以欺遠方、實不稱名、故不久長、其身未沒、諸侯倍叛、法令不行、今皇帝并一海內、以爲郡縣、天下和平

前掲の李斯等による霸奏文と同様、ここでも「古之帝」と始皇帝とは、中国全土を完全に支配しているか否か、その支配領域の広狭、及びその支配の徹底度如何を基準に、比較・対照されている。特に注目すべきは、「古の五帝三王は、知教は同じからず、法度明らかならず、威を鬼神に仮りて、以て遠方を欺く。実は名に称わ<sup>かな</sup>ず」との思考である。ここには、中国全土を完全な支配下に置いてこそ、初めて帝たる名号に該当するのであり、古代の帝王はその実質的要件を充たさぬが故に、「実は名に称わざ<sup>ら</sup>ず」る状態であつた、との論理が展開される。これに対し始皇帝は、実際に中国全土を完全に支配しているが故に、名実共に帝たるの資格を備えており、「功は五帝を蓋う」「真正正銘の帝と判定される訳である。

以上の論述によって、秦の支配者層にとつての帝が、歴史上に実在した君主であり、粉れもなき現世の支配者を意味したことは、もはや明瞭であろう。そうであつたからこそ、始皇帝と「古之帝」とを同次元に並べ、両者の間の優劣を比較せんとする発想を、彼等は何の抵抗感もなく抱き得たのである。

実はこうした帝概念は、戦国期に溯って、既にその存在を確認する

ことができる。「二十六年、王爲東帝、秦昭王爲西帝」、『史記』田敬仲完世家）「十九年、王爲西帝、齊爲東帝」（同・秦本紀）と、前二八八年、秦の提案により、斉の湣王が東帝を、秦の昭襄王が西帝を、各々称する事態が生まれる。その背景となったのは、この時期斉の勢力圏が西方に拡大し、ために秦の東方侵攻も一時停滞を余儀なくされた、との国際状況である。故にこの場合の東帝・西帝なる称号も、斉と秦の勢力圏がそれぞれ自国の領域を大きく超えて、東西より華北一帯をほとんど二分するに至った現実的状况に相応している。当時は既に諸侯が王号を僭称するようになってから久しく、一方になお伝統的王概念が保存される反面、現実的には、王とはもはや単に一國の君主を意味するに過ぎぬ状況が続いていた。従って、或る君主の支配力・勢力圏が一國を遙かに超えて拡大したとき、そうした実質につり合うべき名号として、新たに帝号が人々の意識に上ってくるのである。そこで、燕に敗れて斉の勢力が後退するや、かかる実態を承けて、「斉は帝を去りて復た王と爲る。秦も亦た帝位を去る」、『史記』田敬仲完世家）と、帝号もまた当然の如く廃されたのである。依然強大であった秦が、なお西帝を称し続けなかったのは、西帝は東帝の存在を前提条件として必要とするからであり、また西を去って帝とのみ称しなかったのは、その裏付けとなるべき実質を未だ欠いていたからに他ならない。ここに見られる帝概念は、帝とは中国全土を完全に支配する者の称号であるとの、秦初に於ける帝概念の定義と、基本的発想は全く同一である。皇帝なる尊号を制定するに際し、秦王政が意識した帝概念も、まさしくかかる線上に位置していたとしなければならない。

更にこの点は、二世皇帝を弑殺した後の趙高の発言によって、疑問

の余地なく検証することができる。

秦故王國、始皇君天下、故稱帝、今六國復自立、秦地益小、乃以空名爲帝、不可、宜爲王如故、便（『史記』秦始皇本紀）

この時、旧六國の叛乱軍は各地に蜂起して、秦の討伐軍を次々に撃破し、咸陽目指して進撃しつつあった。秦は既に函谷関以東の支配権を喪失しており、こうした現実の状況に対して、なお帝号を称し続けるならば、それは帝たるの実質を欠いた空名となるから、以前の王号に戻すべきである、とするのが趙高の論理である。ここに「始皇は天下に君たり。故に帝と称す」と定義される帝概念も、前述した事例と全く同一の性格を明快に示している。帝の性格がこうしたものであればこそ、支配領域の拡大・縮小に合わせて、王から帝へ、帝から王へと称号を変更して行くことが、極めて当然の行為と思考されるのである。

さて西嶋定生氏は、秦初に制定された皇帝なる称号は、煌々たる上帝、即ち宇宙・万物を主宰する上帝を意味し、秦王政は皇帝を名乗る行為によって、自己に宇宙神としての絶対的權威を付与せんとしたのである、との見解を提示している。はたして氏説の如くであれば、皇帝はその存在自体として、既に宇宙の絶対神としての權威を永続的に保障されている筈である。とすれば、人間界を超越した神格である帝と、単に人間界に於ける一國の君主に過ぎぬ王との間には、本質的・決定的な懸隔・断絶が存在することとなり、「今六國復た自立し、秦の地は益ます小なり」との人間界の状況変化を唯一の理由として、帝が王に降格されるなどといった思考は、絶対に成立する余地がないであろう。しかるに実際には、上記の諸例すべてが明示する如く、帝と王との間には、支配領域の広狭・消長による移行関係が、明確に認め

られていたのである。

従って皇帝の帝は、西嶋氏の主張する如き上帝の意では決してなく、王の上位者としての帝を意味するとしなければならない。皇帝とは、始皇帝自身が「上古の帝の位号を采る」と言明する如く、宇宙神ではなくして飽くまでも現世の君主であり、人為によって中国全土を支配下に収めた人間が称すべき名号なのである。<sup>(23)</sup>

この点は更に、名実の対応関係の角度からも裏付けることができる。秦王政は新たな称号制定を下問する際、その必然性を、「六王咸く其の辜に伏し、天下大いに定まる。今名号更めざれば、以て成功に称い、後世に伝うることを無し。其れ帝号を議せ」と述べている。ここには、六国を併呑して天下を統一したとの実質が既成事実として先に存在し、新たな名称はその実質につり合わせるべく後から付加される、との時期的順序が、秦王自身により示されている。この名実の先後は、「臣等味死して尊号を上り、王は秦皇と為さん」と覆奏した以上、丞相縮・御史大夫劫・延尉李斯等も、もとより自覚する所であった。

こうした前後関係は、上述した東帝・西帝の場合も全く同様で、斉と秦が自国を大きく超える勢力圏を東西に確保した、との実質が先行的に存在し、その後東帝・西帝を称する問題が新たに持ち上ってきたのである。

更に、趙高による帝号廃止の声明中に於ても、「秦は故王国なり。始皇は天下に君たり。故に帝と称す」と、「君天下」なる実質が先に存在し、その後帝なる名称が実質に対応させられた、との時期的先後関係が明示されている。

即ち皇帝の称号が、「秦王兼ねて天下を有り、名を立てて皇帝と為

る」(琅邪台石刻碑文)との実先名後の時期的段階を追って成立したことは、制定や廃止に関わった当事者すべてが等しく所有していた、共通認識だったのである。

そしてこの実先名後なる時期的順序は、当然実こそが第一義的存在であり、名は実に付随する二義的存在に過ぎないとの価値的序列と、表裏一体の関係を構成する。それ故に、戦国後期に於ける東帝・西帝の場合も、或いは秦帝国末期に於ける帝号廃止の場合でも、優先するのは常に実の側であって、もはや実質が喪われたと意識されるや、帝なる名称もたちまち名存実亡の「空名」へと墜落し、実に追隨する形で直ちに廃されたのである。

かくの如く、二重の意味に於て皇帝概念が実先名後の性格を持つ以上、単に皇帝の称号のみで自己の権威を根拠づける行為は、そもそも不可能であって、皇帝の権威を保障する根拠は、ただただ人為による天下支配の実質以外には何ら存在しない。<sup>(24)</sup> 故に皇帝とは、現実世界に於ける天下支配の実績によって、自己が皇帝の名号を称すべき正当性を絶えず実証し続けねばならぬ宿業を、自ら背負った存在なのであり、そしてこの点こそが、上天・上帝なる自然法的存在によってその正当性を保障され得るが故に、よしんばその実質の大半を喪失したとしても、なお自己が天子であると主張し続けることが可能な天子概念との本質的にして決定的な差異なのである。<sup>(25)</sup>

上述した如く、始皇帝は琅邪台石刻碑文に於て、「知教不同、法度不明」、即ち統一の支配の不徹底と、「假威鬼神、以欺遠方」、即ち支配領域が中国全土に及ばぬこと、の二点を主要な理由として挙げ、古代帝王に対し、「実の名に称わざる」者に過ぎぬとの批判を加えた。

かかる帝概念の定義を明示した以上、それは直ちに、皇帝の名号に見合うだけの実質提示を迫られる形で、始皇帝自身にはね返ってこざるを得ない。始皇帝は、「分天下以爲三十六郡、郡置守尉監、更名民曰黔首、大酺、収天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾鐻、金人十二、重各千石、置廷宮中、一法度衡石丈尺、車同軌、書同文字」「徙天下豪富於咸陽十二萬戶」「二十七年、始皇巡隴西北地、出雞頭山、過回中、焉作信宮渭南、已更命信宮爲極廟、象天極、自極廟道通鄜山、作甘泉前殿、築甬道、自咸陽屬之、是歲賜爵一級、治馳道」「二十八年、始皇東行郡縣、上鄒嶧山、(中略)並勃海以東、過黃睡、窮成山、登之罘、立石頌秦德焉而去、南登琅邪」「三十五年、除道、道九原抵雲陽、蜚山堙谷、直通之、(中略)隱宮徙刑者七十餘萬人、乃分作阿房宮、或作鄜山、(中略)關中計宮三百、關外四百餘」(『史記』秦始皇本紀)と、大規模な土木事業や地方巡行、種々の統一事業等を、連年に互り実施するが、これは前記の「知教不同、法度不明」なる論点に対応した施策である。始皇帝はまた、「地東至海暨朝鮮、西至臨洮羌中、南至北嚮戶、北據河爲塞、並陰山至遼東」「西涉流沙、南盡北戶、東有東海、北過大夏」「始皇乃使將軍蒙恬發兵三十萬人北擊胡、略取河南地」「三十三年、發諸嘗遭亡人贅壻賈人、略取陸梁地、爲桂林象郡南海、以過遣戍、西北斥逐匈奴、自榆中並河以東、屬之陰山、以爲三十四縣、城河上爲塞、又使蒙恬渡河取高闕陽山北假中、築亭障以逐戎人、徙謫、實之初縣」「三十四年、適治獄吏不直者、築長城及南越地」(同)等と、大規模な外征軍を四方の辺境へと派遣し、占領地に続々と郡県を新設するが、これが前記の「假威鬼神、以欺遠方」なる論点に対応する政策であることは、論を俟たない。

#### 秦帝国の法治主義(浅野)

かくの如く、中国世界全域を完璧に支配する実績を積極的に示し続ける行為によってのみ、古代帝王を「実の名に称わざる」者と批判する一方で、始皇帝だけは「尊号大いに成る」(琅邪台石刻碑文と、唯一一致させた帝であると誇ることも、初めて可能となる訳である。始皇人名実を完全に帝は、恰も中国全土を焼き尽くすかの勢いで統一事業を強行し続け、その業火の炎の中に、我れと我身をもまた燃え尽きさせて行った。始皇帝にそうした宿命を強いたのは、他ならぬ彼自らが規定した皇帝概念だったのである。

それでは次に、かかる皇帝の性格と、秦帝国が採用した法術思想との内的連関を考察してみよう。

前述の如く、商鞅・韓非系統の法術は、法・賞罰による強制・誘導技術であり、ためにその法は、常に民衆を誘導すべき明確な目標を必要とする。しかるに、戦国期の争乱状況を大前提に設定されていた諸目的の大半が秦帝国の成立と共に消滅し、なお必然性・正当性を維持し得る法目的としては、治安維持と統一事業の遂行のみが残されたことは、既に論じた所である。しかも、始皇帝による統一帝国の建設が進展するにつれ、これらの目標もほぼ達成されるに至る。そこで法術は、視界から目標地点が消え去った状態に陥り、その歴史的使命をほとんど果たし終えたのである。元来法術が、専ら外的状況にのみその正当性の根拠を依存する性格を持つ以上、それは、外的状況の変化に伴う必然として、法術が甘受すべき運命であったと言える。

とすれば皇帝もまた、法内容に誘導意図を露わに込め、民衆を特定方向へ駆り立てる従前の方式を変更し、社会的利害の中立的・客観的

調停者として君臨する方向へ、権力の性格を移行させて行く必要がある。即ち秦帝国は、この段階に於て、誘導技術としての法を後退させ、かつて慎到が唱えた、民衆の利害を調整する客観的判断基準としての法を前面に押し出す形で、法治の基本的性格を転換させて行くべきだったのである。皇帝と帝国の存続は、こうした「怨望を塞ぐ」統治様式によってこそ可能となったであろう。

だが秦帝国は、かかる法の性格転換に全く顧慮することなく、その法は相変らず戦国以来の術的法に止まったのである。それが法術である以上、法が常に誘導すべき目標の存在を必要とし続けるのは当然で、法術は法の一律的施行・法秩序の貫徹、及びそれによる皇帝権力の絶対化とを、次なる法目的として探し出す。これは、法以外の一切の秩序破壊と、君主権の絶対化とを指向した、韓非の法術思想を踏襲するものであるが、韓非がこれらを提唱した時代状況は既に消滅しており、この時点でかかる法目的を設定しても、それはもはや外的状況による必然性・正当性の裏付けを失った行為とならざるを得ない。国家目的を実現すべき手段・技術としての法が、成すべき目標を見失った果てに、法それ自体の一律的貫徹を国家目的として要求するに至り、国家の安全を達成すべき権力機構としての君主が、その目標を喪失したまま、逆に君主権力それ自体の絶対化を、国家目的であるかの如く要求するに至ったのであり、ここに死に至る病い、法治の自己目的化が進行し始めたのである。

もとよりこの傾向は、「法令由一統」「普施明法」「遠邇同度」等を皇帝たる要件の一つとした始皇帝の代から存在したのであるが、それは、二世皇帝の代に入るや一層甚だしさを増す。創業期の始皇帝と異

なり、二世皇帝は、皇帝たるの実質を誇示すべき格別の新事業を見出せない。「朕は尊きこと万乗なるも、其の実母し。吾れは千乗の駕・万乗の属を造り、吾が号名を充たさんと欲す」(『史記』秦始皇本紀)と、先行する名に実を追いつかせんとしたの焦燥に駆られた二世皇帝は、韓非の言を引きつつ、「凡そ天下を有つを貴と為す所の者は、意を肆まにし欲を極むるを得ればなり。主明法を重くすれば、下は敢えて非を為さず、以て海内を制御すべし」(同)と、法の恣意的運用と法の一律的貫徹とにより、皇帝としての自己の權威を実証せんと図る。かくして、あらゆる誘導目標を見失った法術は、既に自己目的化した皇帝権力の絶対性を実証すべき手段として、自らもまた盲目的に自己目的化を遂げる所に、最後の目標を見出したのである。

このように、商鞅・韓非系統の法術は、そもそも全くの人工的誘導技術として成立し、その後も法の正当性の根拠を進んで自然法的秩序に求めようとはせず、最後まで法それ自体の正当性の根拠を内在させぬ性格を保ち続けた。故にその法は、現実の外的状況にのみ己れの正当性を依存するものであり、常に誘導目標を必要とし続ける存在であった。こうした性格は、実先名後の段階を経て成立したとの強烈な自覚の故に、自然法に自己の正当性の根拠を求めようとせず、ひたすら現実<sup>26)</sup>に於ける人為的実績<sup>27)</sup>によってのみ、自己の正当性を立証し続けねばならぬ皇帝概念と、大きな共通性を持つ。かかる特性を共有するが故に、法術思想と皇帝概念とは、恰も車の両輪の如く回転し続け、秦の法治主義を、法の恣意的運用、法治の自己目的化の方向へと推進させて行ったのである。

ところで、商鞅・韓非系統の法術思想と皇帝概念との間には、今一つ重要な共通性が存在している。それは、この両者に於ては、君主の個人的賢智こそが、その存立の大前提となり、最後の拠り所となっている点である。

前述した如く、商鞅の法術思想は、外的状況と法目的・法内容とを適合させ得る立法能力や、実際に法治を運営して行く統治能力等一切を、直接的に「聖人」「明君」「明主」たる君主の個人的賢智に委ねていた。韓非の法術思想は、これよりは少しく複雑な構成を取り、直接的な立法能力や現実に法を運用して行く能力を、「法術之士」が備える個人的賢智に託す一方で、君主に対しては、法的主義の必然性を理解してそれを採用し、「法術之士」を任用して法治を断行させるだけの個人的賢智を要請した。従って韓非の場合は、法治は君主の賢智と「法術之士」の賢智との共同作業となる訳であるが、君主が「聖人」「明主」「明主」でなければならぬ点では、依然商鞅の場合と本質的に変ることがない。

このように、法治の成否を最終的に君主の個人的賢智に委ねることの危険性・賭博性は、かねてより申不害や慎到の強調して止まぬ所であったが、この問題を秦帝国の法治を実例にして、改めて考察してみよう。『史記』秦始皇本紀は、皇帝として天下を統治する始皇帝の執務状況を、以下の如く伝える。

皇帝躬聖、既平天下、不懈於治、夙興夜寐、建設長利、專隆教誨  
 『史記』秦始皇本紀引く泰山石刻碑文

始皇爲人、天性剛戾自用、起諸侯、并天下、意得欲從、以爲自古  
 莫及己、專任獄吏、獄吏親幸、博士雖七十人、特備員費用、丞相

秦帝国の法治主義（浅野）

諸大臣皆受成事、倚辨於上、上樂以刑殺爲威、天下畏罪持祿、莫敢盡忠、上不聞過而日驕、下懼伏譴欺以取容、（中略）天下之事、無小大皆決於上、上至以衡石量書、日夜有呈、不中呈、不得休息、貪於權勢至如此（『史記』秦始皇本紀）

泰山石刻文には、「既に天下を平らぐも、治に懈らず、夙に興きて夜に寐ぬ」と、始皇帝の精励ぶりが称讃される。これがあながち誇張でないことは、「上は衡石を以て書を量るに至り、日夜呈有り。呈に中らざれば、休息するを得ず」との侯生・廬生の言によっても察せられる。二人の始皇帝評には、「古え自り己れに及ぶもの莫し」とする驕慢さ、「刑殺を以て威と爲すを樂しむ」法治の恣意的運用、「丞相諸大臣は皆成事を受くるのみ」といった独裁・専横ぶり等々、痛烈な批判が多々含まれている。しかし、「専ら獄吏に任じて、獄吏は親幸せられ」、「天下の事は小大と無く皆上に決せらる」状態こそは、まさしく韓非が理想とした法家的専制君主の姿に他ならず、法術思想の見地よりすれば、始皇帝は比類なく有能な「聖人」「明主」であり、待望久しき「新聖」（五嘉篇）の顕現であったと言える。

秦による六国制覇と、それに続く巨大な統一帝国の建設は、こうした始皇帝の人並みはずれた個人的能力に負う所が極めて大であり、「今、海内は陛下の神靈に頼りて一統せらる」とか、「陛下の神靈・明聖に頼り、海内を平定す」といった李斯や周青臣の讃辞も、決して虚構ではないのである。振り返れば、「六世の余烈を続ぐ」（『史記』秦始皇本紀）と評される如く、商鞅を任用して秦を強盛に導いた孝公以来、代々秦には比較的英明な君主が続いた上、中国全土を統一する決定的時点て始皇帝の登場を迎えた訳で、これは「明王」「明主」の存在を

必須の大前提とする商鞅・韓非流の法術思想にとって、まことに幸運な推移であったと言わなければならない。

だがこの倖幸も、それ以上に永くは続かなかった。始皇帝が巡行先の沙丘で急死するや、君主の賢智に一切を委ねんとする法術思想の欠陥は、遺憾なく發揮され始める。

上病益甚、乃爲靈書賜公子扶蘇曰、與喪會咸陽而葬、書已封、在中車府令趙高行符靈事所、未授使者、七月丙寅、始皇崩於沙丘平壹、（中略）獨子胡亥趙高及所幸宦者五六人知上死、趙高故嘗教胡亥書及獄律令法事、胡亥私幸之、高乃與公子胡亥丞相斯陰謀、破去始皇所封書賜公子扶蘇者、而更詐爲丞相斯受始皇遺詔沙丘、立子胡亥爲太子、更爲書賜公子扶蘇蒙恬、數以罪賜死（『史記』秦始皇本紀）

始皇帝の喪は嚴重に秘匿され、その死を知る者は僅かに数名であった。こうした状況を利用して、趙高は公子胡亥や李斯と謀り、始皇帝が長子扶蘇に遺した靈書を破却した上、新たに遺詔を偽造して胡亥を後継者に仕立てる。更に彼等は、始皇帝の命と偽って扶蘇と將軍蒙恬を自害させ、かくして胡亥が二世皇帝として即位する。これは、まさしく姦計による君位篡奪に他ならず、嚴重を極めた秦の法治体制も、朝廷の中枢に於ける帝位継承といった重大事に関しては、全く無力なままに終わったのである。始皇帝の巡行先での突然の病没といった不運が、かかる事態を招いた最大の要因には違いないが、始皇帝が平素あまりにも権力を自己に集中し過ぎたため、彼の死と共に指揮命令系統に埋め難い空白を生じた点や、群臣が万事命令に盲従してのみ行動するよう馴らされてきたため、偽詔を盾に取る趙高等に対し、独自の判断で

抵抗できなかった点等も、その要因に挙げられよう。唯一人、帝位篡奪を阻止できる立場にあった丞相李斯も、陰謀への加担を強要されるや、己れの保身を第一としていとも簡単に抱き込まれ、韓非が「重人の陰情を燭らし」、「重人の姦行を矯む」者と規定した「法術之士」の役割を、何ら果たし得なかったのである。ここに、「法術之士」が「必ず遠見にして明察」であり、「必ず強毅にして勁直」であるとした韓非の法術思想の理論的前提は、早くも崩れ始めたのである。

かくして正嫡たる扶蘇を死に追いやり、姦計により帝位を奪った胡亥は、「大臣は服さず、官吏は尚お強く、及び諸公子も必ず我れと争わん」と、偽瞞に充ちた己れの地位を安泰にし、何とか權威を確立せんととの焦慮に駆られる。この点では、やはり群臣を排除して専横を可能にせんとする趙高も、二世皇帝と利害を同じくしており、彼は「郡県の守尉の罪有る者は之を誅し、上は以て威を天下に振り、下は以て上の生平可とせざる所の者を除去す」るよう勧める。そこで胡亥は、「誅を大臣及び諸公子に行い、罪過を以て少近の官・三郎を連逮し、立つを得る者無からしむ。六公子は杜に戮死せらる」との殺戮・瀟清に踏み切り、その結果、「宗室は振恐す。群臣の諫むる者は以て誹謗と為さば、大吏は祿を持せんとして容を取る。黔首は振恐す」との恐怖政治が展開される。

更に趙高は、皇帝と臣下との連絡を断ち、政事を一手に掌握すべく、「今、陛下は春秋に富み、初めて即位す。奈何ぞ公卿と廷に事を決さんや。事に即ち誤り有らば、群臣に短を示すなり。天子の朕と称するは、固より声を聞かざればなり」と言いくるめ、「是に於て二世は常に禁中に居り、高と諸事を決す。其の後公卿は希に朝見を得るのみ」

との状態に持ち込む。そして外界から遮断された二世皇帝は、その驕慢さを日増しに募らせて行くのである。折りしも各地に叛乱軍が蜂起し、秦兵は関中より出撃を繰り返しては、討伐に奔走する苦境に陥っていた。これを憂慮した右丞相去疾・左丞相李斯・將軍馮劫は、「関東に群盗並び起り、秦は兵を発して誅撃し、殺亡する所甚だ衆きも然も猶お止まず。盗多きは、皆戊漕転作の事に苦しみ、賦税の大なるを以てなり。請う、且に阿房宮の作を止め、四辺の戌転を減省せん」と、民衆の窮状に応じて法令の規定を緩めるよう諫言する。しかし二世皇帝は、「朕は尊きこと万乗なるも、其の実母し。吾れは千乗の駕・万乗の属を造り、吾が号名を充たさんと欲す」「天下を有つを貴と為す所の者は、意を肆まましし欲を極むるを得ればなり。主明法を重くすれば、下は敢えて非を為さず、以て海内を制御すべし」と、名実を対応せんとする欲望と、恣意的法治と自己の權威確立とを混同する主張を振りかざして忠告を退け、逆にこれら三名を処罰する。去疾と馮劫は自殺し、李斯もまた趙高の手で死に追いやられ、遂に趙高は実権を完全に手中に収める。しかし、叛乱軍の勢力が増大の一途を辿り、秦の討伐軍がしばしば破られる戦況を前にして、趙高は責任を追求される事態を恐れ、先手を打って二世皇帝を弑殺する。胡亥の後を継いだ子嬰は、趙高を誘い出して誅殺するが、時既に遅く、即位後僅か四十六日にして劉邦の軍に降伏を余儀なくされ、ここに秦帝国は滅亡するのである。

以上、秦帝国が瓦解するに至る概略を記したが、そこに繰り広げられるのは、二世皇帝と趙高による限り無き愚行の競演のみである。二世皇帝は、臣下がもたらす報告に一切耳を貸さず、更に自らを外的状

#### 秦帝国の法治主義（浅野）

況より全く疎外された閉鎖状態に置いた。故に法治に際し、外的状況の動向は何ら顧慮されず、自己の權威を誇示せんがための盲目的・恣意的法治のみが強行されることとなった。もはやそこには、「聖人の国を為むるや、俗を觀て法を立つれば則ち治まる」（『商君書』算地篇）と、外的状況と法目的・法内容を適合させ、法治に必然性・正当性を付与すべく期待された君主の賢智は、全く作動していない。二世皇帝を自殺させた閻樂が、「足下は驕恣にして、無道に誅殺し、天下は共に足下に畔く」と非難した如く、かかる法治が、必然性・正当性の根拠を完全に欠落させた恣意的支配としか受け取られぬのは、当然の事態である。しかも、その恣意的法治を煽り立て、増長させ続けたのは、かつて胡亥に「獄律令法の事」を教授し、二世皇帝を補佐する「法律之士」の任を果たすべき趙高であった。君主及び「法律之士」が備える個人的賢智に、法治の正当性の究極的根拠を求めてきた商鞅・韓非流の法術思想は、二世皇帝と趙高の出現によって、個人的資質に關鍵を委ねる偶然性・賭博性といったその致命的欠陥を、徹底的に暴露されるに至ったのである。<sup>(28)</sup>

そしてこれは同時に、皇帝概念中に潜む危険性の顕現でもあった。前述の如く、そもそも皇帝が中国世界を武力で統一したとの実績の上に成立した実先名後の概念である以上、皇帝の地位に臨む者は、皇帝の名称に相応する実質を、常に己れの宮為によって提示し続ける必要に迫られる。故に皇帝概念は、皇帝に対し、自らの手で名実を対応させ得るだけの卓越した個人的能力・賢智を、絶えず要求し続けるのである。

始皇帝の場合は、己れの手で中国全土を平定したとの実績を先行さ

せた形で皇帝を名乗ったがために、即位の時点で既に主要な実質を確保しており、しかも各種統一事業の遂行によってその実を補充し続けて行くことが状況として可能であり、何よりも始皇帝自身の個人的賢智が、皇帝概念の要求に応え得るだけの能力を備えていたのである。これに反し二世皇帝の場合は、出発点からして陰謀によって皇帝の位を奪ったのであり、皇帝の「空名」のみが先行して、その実質は何一つ存在していなかったに等しい。そこで二世皇帝は、先行する名に実を追いつかせんと躍起になるが、既に統一事業の大半が完成した後で新たな実績を提示するには不利な状況であった上、彼の個人的資質は父始皇帝に遠く及ばず、疲弊の度を増す帝国にあって皇帝概念の過大な要求に応ずるには、あまりにも暗愚・無能に過ぎた。二世皇帝を破壊させたものは、不断に人為による実質提示を要求し、それを完璧に果たし得るだけの個人的賢智を要求し続ける、皇帝概念の呪縛であったと言える。

かくして、法術思想と同様、皇帝概念もまた、皇帝の個人的賢智に一切を託す偶然性・賭博性といった欠陥を、余す所なく露呈するに至ったのである。

さて、先に戦国期から秦帝国への時代転換が、各種法目的に与えた影響について論じたが、ここで帝国滅亡までの経緯をも踏まえつつ、改めて検討を加えてみたい。戦国期に商鞅や韓非が掲げた法の諸目的の中、富国強兵が統一の実現に伴ってその必然性・正当性の論拠をほとんど喪失したことは、既に述べた。これに対し、統一後もなお部分的に必然性・正当性を主張し得る可能性を持つ法目的としては、治安

維持と君主権強化とが残されていた。

そこで先ず、治安維持の側から検討してみよう。たとえ戦国の争乱が終息しても、社会治安の維持は依然重要な法目的であり続ける訳であるが、秦帝国の場合は、単に治安を維持せんがための手段・方策として法が存在するに止まらず、法の一律的施行によって皇帝権力の威信を保たんとする別の要素が、常に法治の内部に介入・浸透してきている。

こうした事態は、「法令出一」「遠邇同度」「普施明法」を皇帝たる要件の一に据えた所に、そもその原因があり、ために始皇帝の法治にも、常に「刑殺を以て威と為す」側面がつきまとわざるを得ないのである。このように、全土に互る法の厳格な一律的施行と皇帝の威信とを直結させる思考は、各地域毎の特色・実情やその時々々の状況変化等を一切無視した法的強制を、むしろ皇帝権力の威信発揚と捉えるため、その法治を著しく硬化させる。そして民衆の側も、その法治が社会治安の維持に名を借りた強権の誇示であることを鋭敏に察知し、怨嗟・憎悪を募らせるため、かかる法治は法の権威を損わせ、かえって社会治安の悪化を招きかねないのである。公子扶蘇が、「天下初めて定まるも、遠方の黔首は未だ集わず。諸生も皆な孔子に法らんとを誦す。今、上は皆な法を重くして之を繩す。臣は天下の安からざらんことを恐る」(『史記』秦始皇本紀)と諫言し、始皇帝の激怒を買ったのも、未だ秦の法治に馴染まぬ遠隔の民衆の実情を無視し、かえって法の嚴重な一律的貫徹によって対処せんとする危険性を、逸早く感じ取ったからであろう。だが、この傾向は何ら改められぬままに、「主明法を重くすれば、下は敢えて非を為さず、以て海内を制御すべし」

(同)と揚言して憚からぬ二世皇帝の代になって、一層烈しさを加える。胡亥はただただ皇帝の威信を誇示せんがために、「法を用うること益ます刻深」(同)となり、それが各地で疲弊・窮迫した民衆を糾合して叛乱軍が組織されるに至る、最大の要因を形成して行ったのである。以上の経過が明示する如く、治安維持なる法目的が既に単なる表面的美名に墮し、実際には皇帝権力の威信誇示といった他の目的にすり換えられるとき、その法治は皇帝の私的利益追求のために、故意に罪人を作り出す恣意的支配としか感取されず、当初掲げられた社会治安維持なる法目的は、もはや必然性・正当性の根拠を確保し難くなるのである。

続いて君主権強化なる法目的であるが、これも秦帝国に於ては、先の治安維持の場合とほぼ同様の軌跡を辿る。外敵より自国を保全して行くには、君主権強化が必須であるとする形での正当性の付与は、戦国期の終息と共に不可能となる。従つてこの法目的は、統一の維持へとその正当性の論拠を転換して行かざるを得ぬのであるが、上述した如く、その移行は適切に実施されぬままに終る。特に二世皇帝が、統一の維持よりもむしろ保身のための皇帝権強化へと走つたため、それは単なる自己目的化に陥り、対社会的な形で必然性・正当性を主張し得る根拠を獲得できなかったのである。

秦帝国が設定した法目的の中には、更に統一事業の遂行といった新たな法目的が加えられていた。これには、如何なる変化が生じたであろうか。前述の如く、この法目的が、純粹に戦国の争乱状態への逆行を防止し、統一国家の平安状態を維持するために掲げられているのであれば、その必然性・正当性の論拠は強力であり得る。だが、実際には

この法目的にも、皇帝の権威を誇示せんとする動機が絶えず介入し、とりわけ二世皇帝の代には、ほとんどそのみに変質するに至る。とすれば民衆の側は、既に皇帝の私的利益追求の手段と化した統一事業遂行のために、苛酷な負担・犠牲を強いられるのみで、その苦痛に見合うだけの利益を何ら給付されぬ閉塞状況へと追い込まれる。ここに至つて、統一事業遂行なる法目的も、その正当性の論拠を全く提示できぬ事態に直面するのである。

## 結 語

以上の如く観てくると、秦帝国が設定した法の諸目的は、或いは戦国期の終焉によって、また或いは皇帝の私利追求の手段と化することによって、次々とその必然性・正当性の根拠を喪失して行った事情が判明する。法目的自体が既に正当性を失うとき、必然的にそれが法内容の正当性をも奪い去ることは、論を俟たぬであろう。

戦国の分裂状態から統一帝国の形成へ、更に統一の進展へといった、自ら創り出した時代状況の変化を前に、常に誘導目標を探し続けねばならず、また誘導技術を操るべき賢智を必要とする法術思想と、絶えず人為的実績を要求し、それを可能にする賢智を要求し続ける皇帝概念、それに二世皇帝・趙高の暗愚・無能さの三者が、相乗的に絡み合つて、法治の自己目的化・恣意的支配の暴走といった坂を、とめどなく転げ落ちて行つたのである。

この悲劇は、法術思想と皇帝概念とを支配の推進力とすることに由り、絶えず我れと我が身を駆り立て、倒れるまで狂奔し続けねばなら

ぬ宿命を自ら背負った秦帝国が、やがて迎えるべき必然的結末だったと言える。

## 註

- (1) 黄老道が形成される経緯については、拙稿「道家思想の起源と系譜（上）―黄老道の成立を中心として―」（島根大学教育学部紀要・第十四巻）、及び「道家思想の起源と系譜（下）―黄老道の成立を中心として―」（島根大学教育学部紀要・第十五巻）参照。
- (2) 以下『商君書』の引用は、朱師轍『商君書解詁』に拠る。
- (3) 現在伝わる『商君書』は、もとよりその全体を商鞅の著作と見做すことはできない。前に引いた算地篇は、後学の手になる疑いも強く、法術の語がここ以外には見えない点からすれば、商鞅自身は、未だ法術なる概念を使用しなかったとも考え得る。ただし、農戰・開塞等自著と推定される篇の内容からして、術語の有無如何によらず、商鞅の法が既に誘導技術としての性格を備えていたこと自体は、疑問の余地のない所である。
- (4) ここでの法術とは、法と形名術とを合わせた呼称で、商鞅や韓非に於ける法術とは内容を異にする。ただし、君主の主観を超えた客観的統治技術としての性格を持つ点では、申不害の法自体が既に一種の術であることは無論である。故に、申不害に対して法術思想なる概念を適用する場合、そこには二通りの意義を込めることが可能である。
- (5) 『芸文類聚』巻五十四が引く「申子」佚文に、「君之所以尊者令、令不行、是无君也、故明君慎令」とあることも、こうした推測を裏付けるであろう。
- (6) 後述するが、心術は容易に賢智へと移行し得る。この点を利用して、老子の道を虚静・無為なる心術の根拠とした上、更に虚静・無為なるが故に万物を余さず認識し尽くせると論理を展開させて、最終的に君主

の認識能力を絶対化するならば、この欠陥を是正し得る。しかしその時には、君主の賢智を否定する申不害の思想基盤が根底より崩れる、といった矛盾に直面せざるを得ない。なおこの点に関する詳細は、拙稿「道法を生ずる―道法思想の展開―」（島根大学教育学部紀要・第十六巻）を参照されたい。

(7) 故にこの観点よりすれば、慎到の法思想をも法術思想と称し得る。そしてこの場合の法術とは、申不害に関連して挙げた二通りの定義（註(4)）の中、後者を指すこととなる。なおこれに、商鞅・韓非の法による誘導技術としての法術が加わるから、法術思想なる概念に対しては、結局三種の定義づけが可能となる。

(8) ただし説難篇の主題は、専ら游説の困難さを訴える点にあり、法思想に関する具体的記述は存在しない。従って、韓非の法思想を考察する資料は、実質的に四篇に限定される。

(9) 註(6)に前出の拙稿参照。

(10) 申不害は法の性格を権衡に譬え、同様に慎到も、法の働きを鈎策の投擲や権衡等の中立的技術に譬える。こうした現象は、申不害や慎到の法が客観的基準としての法であり、技術的に中立であることを端的に物語る。この系統の法思想を継承した道法思想が、法及び支配の在り方を、「法とは得失を引くに繩を以てして、曲直を明らかにする者なり」「称るに権衡を以てす」（『経法』道法篇）「衡の重と軽とを蔵さざるが如し」（同・名理篇）「法は権より出で、権は道より出ず」（『管子』心術上篇）と、やはり繩墨・権衡等の中立的技術に譬える現象も、両者の関係を如実に示している。これに対して韓非が法の性質に譬えるのは、「捶策之威」「衡概之備」「規矩之法」「繩墨之端」「犀車良馬」「輕舟便楫」等々、特定の方向性を既に内在させるか、それを為し得る誘導装置を備えたもの（ここでは規矩・繩墨さえも、予め「以て方円を成す」との方向性を内含する存在である）に限られ、権衡の如き中立的技術は全く排除されている。これはもとより、韓非の法が術的法であることの反映に他ならない。

(11) 韓非の法が外的状況への対応策である以上、韓非は己れの法に通時的普遍性を付与し得ない。事実彼は、「聖人末期修古、不法常行、論世之事、因爲之備」(五蠹篇)と、自ら「常行」―普遍的正当性―の存在を否定する。ここでの「常行」は、直接には古代聖王の道を指すが、それは必然的に、何によらず普遍的正当性の存在全般に対する否定へと進まざるを得ない。従って「常行」の否定は、やがて自然法の否定に繋がる訳で、この時点で、韓非の法が自然法によって永続的正当性を保障される可能性も、絶たれることになる。また君主の主観的誘導意図に基づく術的法を、客観性の象徴たる自然法に接続させることは、技術的にも相当困難な作業である。これら二重の原因によって、商鞅・韓非系統の法思想は、自然法により実定法に永続的正当性を付与する理論を、遂に完成させることができなかったのである。『韓非子』主道・揚推両篇が、形名參同術の根拠に老子の道を据えながら、法を老子の道と結合し得ぬままに終っている現象も、その法の性格に由来するとしなければならぬ。申不害や慎到系統の法思想が、法の客観性を追求して、やがて道法思想を形成するに至った経過と対照するとき、両系統の相違は一層鮮明となろう。

(12) 改聖人爲法國者、必逆於世、而順於道德、知之者、同於義而異於俗、弗知之者、異於義而同於俗、天下知之者少、則義非矣(姦劫弑臣篇) 田中耕太郎『法家の法実証主義』は、韓非の法思想を、一切の自然法を認めぬ法実証主義の立場であると規定する。

(14) 韓非は人性論に踏み込む危険性を意識的に避け、「今貞信之士、不盈於十」(爲治者用衆而舍寡)と、人間の資質の相対的比率に重点を置かんとする。比率はそもそも現象であるから、「能く義に懐く」少数者の存在も、何ら自己の理論を破綻させる障害とはならず、人間の普遍的性質を規定した末に、例外的事例を指摘されて自ら墓穴を掘る、人性論の観念性・虚構性より免れることができる。その上で韓非は、現象としての比率を通時的に固定する操作により、人性論の欠陥を回避しつつ、なお実質的には人性論と同様の効果を獲得せんと図る。即ち韓

#### 秦帝国の法治主義(浅野)

(15) 非は、法治を現実の外的状況によって正当化しながら、その一時的正当性の故に、将来の状況変化により法治の正当性が消滅しかねない理論的脆弱性を、未然に補強せんと企てたのである。かかる論理の展開は、自己の立場を飽くまでも現状分析に徹した現実的思考であるかの如く装いつつ、他者をなしくずしに、法治の普遍的・永続的正当性といった観念的領域へと誘導する点で、実に巧妙な論法と言わねばならぬ。だがそれは同時に、「常行」の存在を説く儒墨の観念性を糾弾し、どこまでも現実の状況変化にのみ立脚せんとする自己の本来的基盤を掘り崩し、韓非自身の思想をも現実の状況変化に対応できぬ硬直性へと引きずり込む、両刃の剣となる。

韓非の法が、戦国期の外的状況に対応せんとする一時的便法である以上、たとえ人民の性向比率が不変であると仮定しても、戦国の状況が消滅した後は、法の性格自体を変更して行かざるを得ぬ筈である。それは、賞罰によって民衆を耕戦にのみ駆り立てんとする術的法から、「一方を設けて以て人に求めず」、「兼ねて下を畜わん」とする慎到流の客観的統治基準としての法への転換であり、「富国の術を移しで、民を富まさん」とする法理への転換である。前記の、韓非にあっては異常に美わし過ぎる理念も、そうした法の抜本的な性格転換によって、初めて実現の可能性が拓けてこよう。地上のあまりの暗さに堪え切れず、韓非もまた架空の幻夢の中に、己れと世界とを救済せんとしたが、彼が戦国の暗黒の中で鍛え上げた法術は、所詮は次の時代に開花すべき目標には適合せぬ手段ではない。美わしき「道德」に法治の普遍的正当性を求めんと願った韓非の試みが、遂に未完に終わらざるを得なかったのは、それが最終的に韓非に対し、戦国の泥沼にしか根差し得ぬ術的法の廃棄を、自らの思想的解体を迫るからに他ならぬ。法治の理念に拘せんとする「明主」と「法術之士」の存在を空想する点にも露呈する如く、理想主義者の魂を現実主義者の仮面と衣装とで演じ続けんとした所に、韓非の思想の、そして韓非の人生そのものの悲劇が存在するのである。

- (16) 以上述べてきた法思想の展開は、もとより古代中国といった、特殊個別的諸条件の下に於ける思想活動として存在した。しかしながら、古代中国の法思想家達もまた、制度と人間との間を如何に調整すべきかとの、政治思想に課せられた普遍的命題の前に、苦闘を続けていたのである。
- (17) 『史記』秦始皇本紀に、「李斯因説秦王、請先取韓以恐他國、於是使斯下韓、韓王患之、與韓非謀弱秦」とあることも、やはり韓非が事前に韓王と存韓の策を共謀した上で、秦に入国した事情を窺わせるであろう。
- (18) 始皇帝の外征軍派遣の動機に関しては、拙稿「政治思想としての鄒衍學說」（文化・第三十八巻・第三・四号）参照。
- (19) 社会治安の維持と軍律とは、とりわけ敵の攻囲から城邑を防衛する場面に、直接的に結合する。何故なら守城戦に於ては、平時の居住地域がそのまま戦場となり、また一般民衆も直ちに戦闘員及び準戦闘員に編入されるからである。従つて、絶えず城邑の争奪戦が繰り返される戦国期にあつては、平時に於ける治安維持は、常に籠城戦に於ける軍律維持への移行を前提にせざるを得ないのである。こうした両者の結合状況は、『墨子』号令篇に詳しく記述される所である。
- (20) 『岩波講座・世界歴史・4』第6章「皇帝支配の成立」
- (21) 西嶋氏は、皇を光り輝やく意を表す形容詞の煌と解するが、そうではなく、元來は泰皇・天皇・地皇等を表示する名詞である。この点は、莊襲王を太上皇と追尊した事例からも明白であろう。
- (22) 皇帝の本質が帝の側に存在し、皇がさしたる意味を持たぬことは、二世皇帝が始皇帝を常に「先帝」と称して、一切皇に触れぬ現象や、趙高が帝号廃止を宣言する際、帝のみを問題として、皇を全く等閑に付す言動からも、裏付けられるであろう。
- (23) 天極を象どる極廟の建設や仙薬の探索等は、いずれも帝より皇へと上昇せんと願う始皇帝の憧憬に基づく所業であつて、自らが上帝であるとの意志を何ら示すものではない。そもそも上帝が不死であることは

- 自明の理であつて、上帝が不死の仙薬を探し求めるなどといった現象は、起こり得よう筈もないのである。皇帝の称号制定と同時に、諡法の廃止を命じた点にも明らかな如く、始皇帝は己れをいずれ死を迎える人間として自覚していたのである。また皇帝が上帝を指すのであれば、漢代以降、皇帝と天子とが一身に並存する現象は、如何なる論理を以てしても説明が不可能となろう。西嶋氏は、それは原義を無視した所に生じた現象であると説明するが、そもそも皇帝の称号制定の際、李斯等は「天子は自ら称して朕と曰わん」と、既に一方で天子概念を併用しており、始皇帝もまたそれに疑議を挟まず承認している。更に趙高も二世皇帝に対し、「天子の朕と称するは、固より声を聞かざればなり」と発言している。後の漢代人はともかく、自ら皇帝概念を創出した当事者達までが、原義を無視したとは考えられぬ以上、皇帝即上帝とし、更に天子と皇帝との並立現象を語義によらぬ使用とする西嶋氏の説明は、到底成立し難いであろう。
- (24) こうした皇帝概念を廻る当事者達の思考は、論理学的には『荀子』正名篇と同様、完全な唯名論の立場に立つものであつて、皇帝概念は何ら概念実在論の所産ではない。なおこの点に関しては、拙稿『荀況に於ける約名の論理』（集刊東洋学・41号）を参照されたい。
- (25) 皇帝概念は、自己の人為的功業への過剰な陶醉の所産であつて、上天を始めとする自然法を明確に否定・拒絶する論理の上に構築されたものではない。皇帝概念とは、自然法を拒否せんとする自覚に基づく概念ではなく、自然法を意識の外に放置した所に成立した概念である。従つて、皇帝概念と天子概念とは、接点を持たぬまますれ違いに終る概念であり、それ故にこそ、制定当初より両概念が重ね合わされる現象も起こり得るのである。もし西嶋氏の如く、皇帝を上帝と捉えるならば、皇帝と天子との間には、上帝と上帝より受命する人間といった、明確にして超え難い上下の序列が成立することとなり、同一の君主が皇帝と天子を併称して一人二役を演ずる事態は、全く説明が不可能とならざるを得ないのである。また皇帝概念が、自然法を否定する

明快な理論的自覚に依拠するものでないことは、皇帝概念と自然法とが結合し得る理論的可能性を残す結果となる。始皇帝による泰山封禪の実施や、鄒衍後学からの五徳終始説の受容等も、皇帝概念を何らかの形で自然法によって根拠づけんと模索した現象と見做し得る。ただ、そもそも皇帝概念が自然法を意識の外に放擲した形で成立した概念であるだけに、両者の接続は容易ではない。泰山封禪が秘儀とされて、その内容が遂に公表されなかったのも、皇帝概念と自然法とを接合する論理が確立されなかった事情と無縁ではなからう。

(26) 自然法の最大の特質は、それがあらゆる人間の意志を超えた客観性を備える点にある。商鞅・韓非流の術的法は、元来が技術的に中立でないため、それを自然法に結合するには多大の困難が伴う。『韓非子』姦劫弑臣篇に於て、韓非が広義の自然法中に含め得る「道徳」や「義」と、己れの術的法とを結合する途を模索しながらも、遂に理論的完成を見なかつた点は、前述した如くである。しかも「道徳」や「義」は、定義によっては自然法と理解し得るものの、主観的・恣意的解釈が相当に可能であつて、それだけ人為への規制力が弱く、たとえ結合されたとしても、それにより術的法の欠陥がどこまで補正できるかは、かなり疑問である。またこれとは別に、『管子』心術篇や『韓非子』解老篇の如く、老子の道と法とを結合させる方向も存在し得るが、心術上篇の場合は法自体が術的法ではなく、また解老篇の場合には、術的法につきまとう前記の困難さの故か、道と法は結合される一歩手前まで行きながら、論理はそれ以上に展開していない。従つて、術的法と自然法とを結合する理論は、最終的な完成を見なかつたのである。解老篇を著述した一派がなお試行錯誤を継続したならば、術的法を道に根拠づける理論が完成された可能性が強いが、そこに辿り着くには、秦帝国はあまりにも短命であつた。

(27) 西嶋氏は前掲書に於て、戦国末の法家と道家とは親近性を有し、法家の君主論の根底には老荘的な無為自然の思想が強く働いていたため、韓非の想定した君主、及び始皇帝は、宇宙の根本理法である「道」の

秦帝国の法治主義（浅野）

体現者、宇宙の主宰者としての性格を持つに至つた、と述べる。しかしながら、当時の道家を老荘思想と捉えることが全くの誤りである上、根本的の性格を全く異にする老子の道と莊周の道とを、宇宙の根本理法などといった粗雑な概念で一括することはできない。また韓非の想定する君主や始皇帝が「道」の体現者であり、宇宙の主宰者であつたとする説には何らの資料的根拠も見い出せない。確かに『韓非子』主道・揚榘兩篇には、老子の道を形名参同術の根拠に据える思想が説かれるが、そこには実定法に関する思考がほとんど欠落しており、孤憤・姦劫弑臣・五蠹・顯学等の内容と対比するとき、これを韓非の自著と見做ことは到底不可能である。

(28) かくして韓非は、李斯と姚賈によつて肉体的生命を、そして胡亥と趙高とによつて思想的生命を、最終的に絶たれて行つた。韓非は現実の暗さを指摘して止まなかつたが、現実には彼の品性が許容する限度を超えて遙かに暗く、しかも下劣であつた。人間の險悪さを説き続けた白面の貴公子は、その理想主義の故に生じた、人間理解の僅かな、しかし決定的な間隙を衝かれ、熟知を自負した現実の前に敗退せざるを得なかつたのである。

（島根大学教育学部国語研究室）

〔付記〕

本稿は、昭和五十六年度・文部省科学研究費、奨励研究(A)による研究成果の一部である。